

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認愛知地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	45 件
国民年金関係	10 件
厚生年金関係	35 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	33 件
国民年金関係	9 件
厚生年金関係	24 件

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和37年7月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年5月から39年3月まで

私は、昭和37年ごろA市B区の理容店で働いていた。店には国民年金の集金の人が来ており、保険料を納めていた。

当時の保険料は月額100円だったと記憶している。

保険料を納付していたことを示すものは無いが、申立期間の保険料の納付があったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった昭和37年\*月以降60歳に達する前月の平成14年\*月までの間について、国民年金保険料が未納とされているのは申立期間のみであり、申立人の保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

また、社会保険庁の記録によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和39年9月に払い出されており、申立人はこのころ国民年金加入手続を行ったものとみられるが、被保険者資格取得日は同年4月とされている。しかしながら、申立人は20歳到達時には理容店に勤務していたとしていることから、制度上、20歳に到達した37年\*月に被保険者資格を取得したととされるべきであり、この場合、39年9月ごろ行ったとみられる加入手続時点において時効前であった37年7月から39年3月までの過年度保険料に係る納付書が発行されていたことも考えられるところ、申立人の被保険者資格取得日が同年4月1日とされた事情は見当たらない。

さらに、現存する申立人に係る被保険者台帳（マイクロフィルム）の申立期間の保険料の納付記録欄は、申立期間当時に記録されたものではなく、前の台帳から転記されたものである上、昭和38年度の納付記録欄には同年度の保険

料の納付済月数を示す「12」がいったん記載された後、これが消去された形跡が認められるが、この消去が行われた時期及び経緯については不明である。

加えて、申立人は、申立期間当時、集金人が3か月に1度ぐらい集金に来ており、保険料（月額100円）を納付すると国民年金手帳に検認印を押してくれたとしているほかに、さかのぼって納付した保険料は近くの銀行で納付した記憶があるともしており、これら保険料の納付方法に係る記憶は当時のA市の状況と一致する上、申立人が過年度保険料を納付したこともうかがわれることから、申立人が国民年金加入手続を行ったとみられる昭和39年9月ごろ、申立期間のうち、37年5月及び同年6月の保険料は時効により納付できないものの、時効前であった同年7月以降の保険料について納付書が発行され、これにより申立人が過年度納付したとしても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和37年7月から39年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年6月から46年10月までの国民年金保険料については納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年6月から46年10月まで  
A市に住んでいるころ、父親が私の国民年金加入手続きを行い、保険料を納付してくれていた。  
父親は私だけではなく、家族全員の加入手続き及び保険料の納付を行っていた。  
両親と兄は申立期間については納付済みであり、弟は20歳から国民年金に加入し保険料が納められているので、私の申立期間のみが未納とされていることには納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人及びその兄弟によれば、家族の国民年金加入手続きは申立人の父親が行い、国民年金保険料の納付も申立人の父親が家族分まとめて行っていたとしているが、申立人の母親及び兄が所持する国民年金手帳から保険料の納付日が同一であることが確認でき、保険料の納付に係る主張を裏付けるものとなっている。

また、社会保険庁の記録によると、申立人の両親及び兄弟については国民年金被保険者資格取得手続きが適切に行われている上、申立期間（申立人の弟については20歳になった昭和45年\*月以降）を含めて国民年金加入期間の国民年金保険料はすべて納付済みである上、前納を行っている期間も多く見受けられることから、申立人の父親の国民年金に対する関心及び保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

さらに、申立人の兄は、その妻（申立人の兄嫁）に係る国民年金加入手続きについても申立人の父親が行ったと思われ、家族の関係から考えても申立人のみ加入手続きを行わず、保険料を納付しなかったとは考えられないとしており、その証言に不自然なところも見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から同年9月まで

私は、昭和43年度については夫のアルバイトで生活をしてきたため、区役所で事情を説明したところ、区役所の職員が快く夫婦二人分の免除の手続きをしてくれて、夫と共に1年間の保険料の免除を受けていた。

その後、昭和46年にA市に転居したが、免除とされた期間の国民年金のことがずっと気にかかっており、余裕ができれば早く納付しようと考えていたため、夫の分と同様に転居後にすべて納付したはずであるので、申立期間の保険料を納付していたことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は6か月と短期間である。

また、申立人は、全額申請免除とされている申立期間以外は約40年間の国民年金加入期間において、すべて国民年金保険料を納付しており、かつ、その大半は前納制度を利用しているなど、保険料の納付意識は高かったことがうかがえる。

さらに、社会保険庁が保管する申立人の夫の被保険者台帳では、申立人の夫は申立期間については納付済みであることのみ記録されており、昭和43年度について全額申請免除を受けていたかは不明であるが、夫婦の当時の生活状況に係る証言及びその後の保険料の納付状況からみても、申立人のみが同年度について全額申請免除を受ける理由も見当たらず、申立人が主張するとおり、夫婦共に全額申請免除を受けていたと考えられるほか、社会保険庁の記録によれば、申立人は婚姻後、申立人の夫と一緒に保険料の納付を行っていたことが確認できることから、申立期間について申立人の夫が納付済みとされ、申立人のみが未納とされているのは不自然である。

加えて、上記申立人の夫の被保険者台帳は申立期間後に更新されたものであるため、同台帳に記載されている申立期間に係る記録は申立期間当時使用されていた旧台帳から転記されたものである。このため、現存する被保険者台帳では申立期間は納付済みであることのみ記録されているものの、更新（転記）前の旧台帳では、同期間については全額申請免除とされ、その後、保険料の追納が行われたことが記録されていた可能性が考えられる。その上、申立人が保険料の追納を行ったとする時期は、申立人がA市に転居した昭和46年4月以降1年から2年の間としており、この時期は被保険者台帳の更新前に当たるため、申立人の夫の保険料は追納により納付済みとなったものと推認することができ、夫の保険料追納の際に申立人の申立期間の保険料も追納されたとしても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年7月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から同年11月まで

私は昭和46年12月ごろ、夫と一緒に区役所に出向き、国民年金の加入手続をした。年金窓口の人にさかのぼって国民年金保険料を納付することができるといわれ、申立期間の保険料と1年分の保険料を納付した。国民年金手帳には申立期間の各月ごとに(納)の印が押されており、この期間が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入時に申立期間の保険料と1年分の保険料をまとめて納付したとしており、社会保険庁の記録によると、申立人の主張どおり、加入手続日に1年分の保険料を前納していることが確認できる上、申立人が納付したとする保険料月額(300円から400円)は、申立期間の保険料月額(450円)とほぼ一致する。

また、申立人が所持している国民年金手帳の昭和46年度検認記録欄を見ると、申立期間について(納)の印と納付不要の印が重ねて押されていることが確認でき、申立期間について、納付の事実があったことがうかがえる。

一方、納付不要の印が押されていることについては、当初、申立期間について国民年金保険料を納付し、(納)の印が押されたものの、その後、申立期間について申立人が厚生年金保険被保険者であったこと、又は任意加入被保険者に該当していたため、申立人が国民年金加入手続を行った昭和46年12月の時点では、さかのぼって国民年金に加入できない期間であったことが判明したとして押されたものと推認される。

しかし、申立期間のうち、昭和46年7月については、申立人は国民年金の強制加入被保険者に該当し、納付不要とする合理的な理由は無いことから、不適正な事務処理と認められ、納付済期間とする必要がある。

さらに、申立人が厚生年金保険被保険者であった昭和46年4月から同年6月までの期間及び任意加入被保険者に該当し、遡<sup>そきゅう</sup>及加入できなかった同年8月から同年11月までの期間については、納付した保険料相当額を申立人に還付する必要があったが、社会保険庁の還付整理簿等には申立人に保険料を還付したことをうかがわせる形跡は見受けられない上、申立人には、当該期間の保険料の還付を受けた記憶は無い。これを踏まえると、申立人が当該期間の国民年金保険料相当額を納付し、長期間国庫歳入金として扱われていたことは明らかであり、当該期間のうち、厚生年金保険の被保険者であった期間を除く同年8月から同年11月までについては、制度上、任意加入被保険者となる要件を欠き、被保険者となり得ないことを理由として、この期間の被保険者資格と保険料納付を認めないのは信義衡平の原則に反するものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和46年7月から同年11月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和39年8月及び同年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年8月及び同年9月

社会保険事務所で納付記録を確認したところ、申立期間が未納とされていることが分かった。夫婦一緒に国民年金に加入し、保険料も一緒に納付してきたにもかかわらず、申立期間について妻は納付済みとなっているのに、私だけが未納とされていることには納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は2か月と短期間である。

また、申立人は、申立期間を除く昭和39年10月から60歳到達の前月までの27年余りにわたる国民年金加入期間において国民年金保険料の未納は無く、60歳到達後の高齢任意加入期間においてもすべて保険料を納付するなど、保険料の納付意識が高かったことがうかがわれる。

さらに、社会保険庁の記録を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は夫婦連番で払い出されており、その資格取得日も夫婦共に払出日と同一日である昭和39年8月1日とされている。申立人は、夫婦一緒に国民年金に加入以降、保険料も夫婦一緒に納付してきたとしており、夫婦の納付記録を見ると、納付日が判明する41年4月から46年3月までの保険料は、夫婦共に同一日に納付されていることが確認できる上、申立人の妻は申立期間の保険料は納付済みとされていることから、申立期間の保険料も夫婦一緒に納付したと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から47年3月まで

婚姻（昭和37年1月）以降の国民年金加入期間の保険料は、妻が自分の分と一緒に納付してくれていたはずだ。遅れ遅れで納付したこともあったが、夫婦共に集金人や銀行で必ず納付した。領収書は無いが、申立期間について、妻は納付済みとされているのに、私だけが未納とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と短期間である。

また、申立人は、申立人の妻が自分の分と一緒に国民年金保険料を納付していたとしており、夫婦の納付記録を見ると、申立期間前の昭和44年10月から46年3月までの期間は、夫婦共に同一日に納付されていることが確認でき、申立人の主張と一致する。

さらに、申立期間後の昭和47年4月から48年3月までの期間の夫婦の保険料納付日は相違しているものの、夫婦共に申請免除とされている昭和48年度及び49年度中にそれぞれ過年度納付しており、申立期間についても、申立人の妻は47年11月に過年度納付していることが確認でき、遅れ遅れで納付していたとする申立人の主張どおり、夫婦共に保険料の未納期間の解消に努めていたことがうかがわれることから、申立人の妻が申立人の申立期間の保険料を納付していたと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和37年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正15年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年10月まで

国民年金手帳を見ると、昭和36年度の検認記録の切り取り線部分に割印が残っているほか、37年度の検認記録欄の4月及び5月欄に検認印が押されている。また、当時同居していた夫婦の国民年金保険料も私が一緒に納付していた。申立期間後の昭和38年1月から同年3月までの期間及び同年7月から同年12月までの期間の保険料を40年4月に納付した際の領収書を持っており、もし未納であっても後から必ず保険料を納めたはずであるので、申立期間の保険料の納付があったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する国民年金手帳を見ると、申立人が主張するとおり、昭和37年度国民年金印紙検認記録の4月及び5月欄に検認印が押されていることが確認できることから、当該期間の保険料は納付していたものと認められる。

一方、申立人は、A市B区役所で国民年金の加入手続を行ったとしているが、申立期間の国民年金保険料の納付場所、納付周期、納付金額等納付状況に関する記憶は曖昧である。

また、申立人は、申立人が所持する国民年金手帳の昭和36年度国民年金印紙検認記録の切り取り線部分に割印が押されていることをもって、申立期間のうち同年度のすべての期間の保険料を納付したと主張しているが、申立期間当時、印紙納付する期間が過ぎると納付の有無にかかわらず、検認印により切り取り線上に契印を押し、検認台紙を手帳から切り離し、これを社会保険事務所に送付する事務処理であったことから、同手帳にこの契印があったことを理由に同年度の保険料が納付されていたことにはならない上、申立人が所持する国

民年金手帳を見ると、同年度国民年金印紙検認記録の各月欄にはいずれも検認印が押されていない。

さらに、申立人は、申立期間の保険料を当時同居していた夫婦の保険料と併せて申立人が一緒に納付していたとしているが、同夫婦の納付記録を見ると、夫は申立期間については納付済みとされているものの、妻は申立期間の大半（昭和36年4月から37年8月までの期間）は未納とされていることから、申立人の主張とは相違する。

加えて、申立期間のうち、昭和37年4月及び同年5月を除く期間について、申立人が保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和37年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から39年3月まで

私は、国民年金制度発足時に区役所の人に勧められ、自宅で加入手続きを行った。保険料は全期間納付して年金を満額受給していると思っていたが、「ねんきん特別便」で保険料未納とされている期間があることを初めて知った。申立期間について納付があったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人及びその妻は、申立人の申立期間の24か月を除き、国民年金制度発足当初から60歳に到達するまでの保険料をすべて納付しており、夫婦の保険料納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期から、申立人の国民年金加入手続きは昭和36年3月ごろに行われたものと推認され、加入当初の昭和36年度の保険料は納付済みと記録されている。申立人は転居したことは無いなど、37年4月を境に生活状況の変化は認められず、36年度の保険料を納付したにもかかわらず、その翌年度からの2年間の保険料のみ納付しなかったとするのは不自然である。

さらに、申立人は、昭和38年3月に結婚（婚姻届は同年11月）して以降は夫婦一緒に国民年金保険料を納付していたとしている。この点については、社会保険庁が保管する夫婦の被保険者台帳（マイクロフィルム）により、夫婦共に昭和47年度から58年度までの保険料をすべて現年度納付したことが確認できるほか、夫婦は同時期に保険料の口座振替を開始しているなど、夫婦が一緒に保険料を納付していた状況がうかがわれる。

加えて、申立人の妻は婚姻してA町からB市に転居したとしており、同市が保管する妻の被保険者名簿には、昭和38年1月から同年3月までの国民年金

保険料を同市で納付したことを示すとみられる記載がある。このことから、申立人の妻は同年3月に結婚して同市に転居し、同年1月以降の保険料を同市で納付したものと推認でき、妻が申立期間のうち同年1月から39年3月までの保険料を納付したにもかかわらず、申立人の同期間の保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成元年2月から同年8月までの期間及び同年10月から3年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成元年9月の国民年金保険料については、重複して納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 39 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月から平成 3 年 3 月まで

申立期間当時、私は収入が不安定だったことから国民年金保険料を納付していなかったが、平成3年の春ごろにA市役所の国民年金の担当者から連絡があり、「一部の時効期間を除き納付したらどうですか。」との話を父親が受けた。そのため、父親が私の将来の年金を心配し、加入手続を行い、申立期間の保険料をさかのぼってまとめて納付してくれていたのに、未納とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期から、申立人の国民年金加入手続は、平成3年3月ごろに行われたものと推認され、同年春ごろにその父親が加入手続したとする申立人の説明と一致する。

また、申立人の国民年金の加入手続が行われたと推認される時点では、納付済みと記録されている平成元年9月（3年10月に重複納付された保険料の充当処理により納付済みとされた期間）を含め元年2月から3年3月までの保険料を過年度納付及び現年度納付することが可能である。

さらに、申立人は、市役所の職員から、時効となる3年間を除く期間の国民年金保険料を納付するよう勧奨されたと説明している。このことは、加入手続の時点では、申立期間の一部が時効により保険料を納付することができない期間であることと符合し、申立人の説明に不自然な点は見当たらない。

加えて、申立人の妹の国民年金加入手続は、その国民年金手帳記号番号の払出時期から平成7年12月ごろに行われたものと推認されるが、保険料は加入手続の2年前にさかのぼって5年11月分から納付されている。申立人の妹は、この当時の保険料はその父親が納付していたとしており、申立人の父親が、申立人の妹については、加入手続の時期からさかのぼって保険料を納付したにもかかわらず、申立人については加入手続以前の保険料を納付しなかったとは考え難い。

その上、申立人及びその妹の国民年金の加入手続が行われたと推認される時点で納付可能な期間の保険料額は計約47万円であり、申立人がその父親から聞いたとする保険料額（申立人とその妹の保険料を併せて50万円程度）とほぼ一致する。

一方、申立人の国民年金加入手続が行われたと推認される時点では、申立期間のうち、昭和60年4月から平成元年1月までの保険料は時効により納付することはできないほか、保険料を納付してくれたとするその父親が死亡しているため、その状況を確認することもできない。

このほか、申立人が上記期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成元年2月から同年8月までの期間及び同年10月から3年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

また、申立期間のうち、平成元年9月の国民年金保険料を重複して納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年4月、同年5月及び61年10月から62年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年3月から同年5月まで  
② 昭和61年10月から62年3月まで

私は昭和36年4月から妻と一緒に国民年金に加入し、未納が無いよう保険料を納付していたはずなので、申立期間について納付があったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、国民年金制度発足以降60歳到達月の前月までの国民年金加入期間204か月のうち、申立期間①及び②を除く195か月の保険料を納付しており、納付意識は高かったものと認められる。

2 申立期間①については、社会保険庁が保管する申立人の被保険者台帳（マイクロフィルム）により、その当時に、国民年金の資格を取得していたことが確認できる。申立人は、厚生年金保険被保険者資格喪失後の国民年金の加入手続及び保険料納付はその妻が行ったとしており、申立人の妻も申立期間①について国民年金の強制加入被保険者資格を取得している。A市が保管する申立人の妻の被保険者名簿によると、妻の資格取得届が昭和48年5月24日に提出されていることから、申立人の加入手続もこの時に同時に行われたものと推認される。

また、この加入手続の時点で、申立期間①のうち、昭和48年4月及び同年5月の国民年金保険料を区役所で現年度納付することが可能であり、申立人の妻が加入手続を行ったにもかかわらず、当該2か月の保険料を納付しなかったとは考え難い。

一方、上記の申立人の加入手続の時点では、申立期間①のうち、昭和48

年3月の国民年金保険料は過年度保険料となる。申立人の妻は、同年3月を含む申立期間①の3か月の保険料を区役所の窓口で納付したとしているが、A市では、過年度保険料は区役所では扱っておらず、過年度保険料を納付できる金融機関は区役所庁舎内に無かったとしており、申立人の妻の説明と矛盾する。

さらに、申立人が昭和48年3月の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

- 3 申立期間②については、A市の「国民年金口座振替対象者一覧表」により、その当時、申立人は口座振替により国民年金保険料を納付していたことが確認できる。同市では、残高不足により保険料が口座振替できなかった場合には納付書を送付していたとしており、同市の「納付データ明細表」には、申立人が保険料納付方法を口座振替とした後に、納付書により納付した記録が複数回みられる。

さらに、A市の国民年金情報検索システムによれば、申立人は国民年金保険料の過年度納付を3回行っており、このうち昭和59年1月から同年3月までの保険料の過年度納付は、申立人が保険料納付方法を口座振替とした後のものである。

以上のことから、申立期間②の国民年金保険料が口座振替できなかったとしても、申立人は、A市から送付される現年度納付書あるいは社会保険事務所から送付される過年度納付書により、当該期間の保険料を納付したと考えるのが自然である。

- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年4月、同年5月及び61年10月から62年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち、平成4年11月から5年9月まで、6年2月から同年9月まで、同年11月から10年12月までの期間及び11年9月から16年6月までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、平成4年11月から5年9月までは17万円、6年2月から同年9月までは41万円、同年11月から7年9月までは47万円、同年10月から8年9月までは50万円、同年10月から10年12月までの期間及び11年9月から12年9月までの期間は59万円、同年10月から16年6月までは62万円に訂正し、申立期間②から⑨までについて、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間②から⑨までの標準賞与額に係る記録を、申立期間②は60万円、申立期間③、⑥及び⑧は120万円、申立期間④及び⑦は40万円、申立期間⑤は110万円、申立期間⑨は126万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年 12 月から 16 年 6 月まで  
② 平成 15 年 9 月 10 日  
③ 平成 15 年 12 月 5 日  
④ 平成 16 年 4 月 23 日  
⑤ 平成 16 年 7 月 2 日  
⑥ 平成 16 年 12 月 3 日  
⑦ 平成 17 年 4 月 25 日  
⑧ 平成 17 年 7 月 1 日  
⑨ 平成 17 年 12 月 14 日

私は平成元年 12 月から A 社に勤務しており、毎月の給与及び賞与から厚

生年金保険料が控除されている。

標準報酬月額及び標準賞与額を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、平成7年1月から16年6月までについては、申立人から提出された給与明細書により、11年1月から同年8月までを除き、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

申立期間①のうち、平成元年12月から6年12月までについては、申立人は、給与明細書等の保険料控除が確認できる資料を所持していないものの、社会保険庁の記録によれば、申立人及び申立人と同様に標準報酬月額が減額されている複数の同僚の標準報酬月額が<sup>そきゅう</sup>遡及して訂正された形跡は無く、申立人及び複数の同僚は、標準報酬月額の減額されている時期及び推移が一致していることが確認できる。

また、同僚から提出された給与明細書によれば、当該同僚の平成4年10月、5年10月から6年1月までの期間及び同年10月の保険料控除額に見合う標準報酬月額は、社会保険庁で記録されている標準報酬月額と一致していることが確認できるが、4年11月から5年9月までは、4年10月と同額の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が、6年2月から同年9月までは、同年10月の2等級下の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が、同年11月及び同年12月は、同年10月と同額の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人についても、当該期間において、平成4年11月から5年9月までは、4年10月と同額の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が、6年2月から同年9月までは、同年10月の2等級下の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が、同年11月及び同年12月は、同年10月と同額の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたものと推認できる。

申立期間②から⑨までについては、申立人から提出された給与明細書により、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額（標準賞与額）を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額（賞与額）のそれぞれに基づく標準報酬月額（標準賞与額）の範囲内であることから、これらの標準報酬月額（標準賞与額）のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、同僚の給与明細書の保険料控除額から推認できる保険料控除額及び申立人の給与明細書の保険料控除額から、平成4年11月から5年9月までは17万円、6年2月から同年9月までは41万円、同年11月から7年9月までは47万円、同年10月から8年9月までは50万円、同年10月から10年12月までの期間及び11年9月から12年9月までの期間は59万円、同年10月から16年6月までは62万円に、標準賞与額については、申立人の給与明細書の保険料控除額から、申立期間②は60万円、申立期間③、⑥及び⑧は120万円、申立期間④及び⑦は40万円、申立期間⑤は110万円、申立期間⑨は126万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業所は全喪しており不明であるが、同僚の給与明細書の保険料控除額から推認できる保険料控除額及び申立人の給与明細書の保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険庁で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していない上、標準賞与額については、社会保険庁に賞与支払届に係る記録が確認できないことから、社会保険事務所は、当該標準報酬月額及び標準賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成元年12月から4年10月まで、5年10月から6年1月までの期間及び同年10月については、申立人の主張に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを推認できる資料は無い上、同僚の給与明細書により、当該期間の保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険庁で記録されている標準報酬月額は一致していることが確認できることから、申立人についても一致していることが推認される。

また、申立期間①のうち、平成11年1月から同年8月までについては、申立人の給与明細書の保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険庁で記録されている標準報酬月額が一致していることが確認できる。

このほか、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①のうち、平成元年12月から4年10月まで、5年10月から6年1月まで、同年10月及び11年1月から同年8月までの期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち、平成13年8月から16年6月までについて、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、13年8月から15年3月までは20万円、同年4月は24万円、同年5月は32万円、同年6月は30万円、同年7月から16年6月までは28万円に訂正し、申立期間②から⑨までについて、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、標準賞与額に係る記録を、申立期間②は35万1,000円、申立期間③は52万円、申立期間④及び⑦は10万円、申立期間⑤は57万8,000円、申立期間⑥は63万3,000円、申立期間⑧は65万3,000円、申立期間⑨は63万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 41 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 13 年 5 月 から 16 年 6 月 まで  
② 平成 15 年 7 月 16 日  
③ 平成 15 年 12 月 5 日  
④ 平成 16 年 4 月 23 日  
⑤ 平成 16 年 7 月 2 日  
⑥ 平成 16 年 12 月 3 日  
⑦ 平成 17 年 4 月 25 日  
⑧ 平成 17 年 7 月 1 日  
⑨ 平成 17 年 12 月 14 日

私は平成13年5月からA社に勤務しており、毎月の給与及び賞与から厚生年金保険料が控除されている。

標準報酬月額及び標準賞与額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人から提出された給与明細書により、平成 13 年 5 月から同年 7 月までを除き、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

申立期間②から⑨までについては、申立人から提出された給与明細書により、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額（標準賞与額）を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額（賞与額）のそれぞれに基づく標準報酬月額（標準賞与額）の範囲内であることから、これらの標準報酬月額（標準賞与額）のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の給与明細書の保険料控除額又は報酬月額から、申立人の標準報酬月額については、平成 13 年 8 月から 15 年 3 月までは 20 万円、同年 4 月は 24 万円、同年 5 月は 32 万円、同年 6 月は 30 万円、同年 7 月から 16 年 6 月までは 28 万円に、標準賞与額については、申立期間②は 35 万 1,000 円、申立期間③は 52 万円、申立期間④及び⑦は 10 万円、申立期間⑤は 57 万 8,000 円、申立期間⑥は 63 万 3,000 円、申立期間⑧は 65 万 3,000 円、申立期間⑨は 63 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業所は全喪しており不明であるが、申立人の給与明細書の保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額と社会保険庁で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していない上、標準賞与額については、社会保険庁に賞与支払届に係る記録が確認できないことから、社会保険事務所は、当該標準報酬月額及び標準賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成 13 年 5 月から同年 7 月までについては、申立人の給与明細書の保険料控除額又は報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額のうちいずれか低い方の額が、社会保険庁で記録されている標準報酬月額を超えないことが確認できる。

このほか、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①のうち、平成 13 年 5 月から同年 7 月までについて、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち、平成9年5月から10年12月までの期間及び11年9月から16年6月までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、9年5月から10年6月までの期間及び同年8月から同年12月までの期間は18万円、同年7月、14年2月及び同年3月は20万円、11年9月は26万円、同年10月から14年1月まで、同年4月から15年3月までの期間及び同年7月から16年6月までの期間は22万円、15年4月から同年6月までは24万円に訂正し、申立期間②から⑨までについて、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、標準賞与額に係る記録を、申立期間②は26万4,000円、申立期間③は36万6,000円、申立期間④及び⑦は10万円、申立期間⑤は39万4,000円、申立期間⑥は40万2,000円、申立期間⑧は46万5,000円、申立期間⑨は48万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 46 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年5月から16年6月まで  
② 平成15年7月16日  
③ 平成15年12月5日  
④ 平成16年4月23日  
⑤ 平成16年7月2日  
⑥ 平成16年12月3日  
⑦ 平成17年4月25日  
⑧ 平成17年7月1日  
⑨ 平成17年12月14日

私は平成9年5月からA社に勤務しており、毎月の給与及び賞与から厚生年金保険料が控除されている。

標準報酬月額及び標準賞与額を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人から提出された給与明細書により、平成11年1月から同年8月までを除き、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

申立期間②から⑨までについては、申立人から提出された給与明細書により、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額（標準賞与額）を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額（賞与額）のそれぞれに基づく標準報酬月額（標準賞与額）の範囲内であることから、これらの標準報酬月額（標準賞与額）のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の給与明細書の保険料控除額又は報酬月額から、申立人の標準報酬月額については、平成9年5月から10年6月までの期間及び同年8月から同年12月までの期間は18万円、同年7月、14年2月及び同年3月は20万円、11年9月は26万円、同年10月から14年1月まで、同年4月から15年3月までの期間及び同年7月から16年6月までの期間は22万円、15年4月から同年6月までは24万円に、標準賞与額については、申立期間②は26万4,000円、申立期間③は36万6,000円、申立期間④及び⑦は10万円、申立期間⑤は39万4,000円、申立期間⑥は40万2,000円、申立期間⑧は46万5,000円、申立期間⑨は48万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業所は全喪しており不明であるが、申立人の給与明細書の保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額と社会保険庁で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していない上、標準賞与額については、社会保険庁に賞与支払届に係る記録が確認できないことから、社会保険事務所は、当該標準報酬月額及び標準賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成11年1月から同年8月までについては、申立人の給与明細書の保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険庁で記録されている標準報酬月額が一致していることが確認できる。

このほか、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①のうち、平成11年1月から同年8月までについて、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を、平成12年12月から13年8月までは36万円、同年9月から15年3月までは38万円、同年4月から16年6月までは41万円に訂正し、申立期間②から⑨までについて、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、標準賞与額に係る記録を、申立期間②は36万2,000円、申立期間③は66万円、申立期間④及び⑦は10万円、申立期間⑤は65万3,000円、申立期間⑥は61万9,000円、申立期間⑧は73万3,000円、申立期間⑨は77万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 38 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 12 年 12 月 から 16 年 6 月 まで  
② 平成 15 年 7 月 16 日  
③ 平成 15 年 12 月 5 日  
④ 平成 16 年 4 月 23 日  
⑤ 平成 16 年 7 月 2 日  
⑥ 平成 16 年 12 月 3 日  
⑦ 平成 17 年 4 月 25 日  
⑧ 平成 17 年 7 月 1 日  
⑨ 平成 17 年 12 月 14 日

私は平成12年12月からA社に勤務しており、毎月の給与及び賞与から厚生年金保険料が控除されている。

標準報酬月額及び標準賞与額を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人から提出された給与明細書により、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

申立期間②から⑨までについては、申立人から提出された給与明細書により、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額（標準賞与額）を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額（賞与額）のそれぞれに基づく標準報酬月額（標準賞与額）の範囲内であることから、これらの標準報酬月額（標準賞与額）のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の給与明細書の保険料控除額又は報酬月額から、申立人の標準報酬月額については、平成12年12月から13年8月までは36万円、同年9月から15年3月までは38万円、同年4月から16年6月までは41万円に、標準賞与額については、申立期間②は36万2,000円、申立期間③は66万円、申立期間④及び⑦は10万円、申立期間⑤は65万3,000円、申立期間⑥は61万9,000円、申立期間⑧は73万3,000円、申立期間⑨は77万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業所は全喪しており不明であるが、申立人の給与明細書の保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額と社会保険庁で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していない上、標準賞与額については、社会保険庁に賞与支払届に係る記録が確認できないことから、社会保険事務所は、標準報酬月額及び標準賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち、平成10年5月から同年12月、11年9月から16年6月までの期間及び申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を10年5月から同年12月まで、12年7月、同年8月及び同年12月は20万円、11年9月から12年6月まで、同年9月から同年11月まで、13年1月から15年3月までの期間及び同年7月から16年6月までの期間は22万円、15年4月から同年6月までは24万円、17年8月は34万円に訂正し、申立期間③から⑩までについて、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、標準賞与額に係る記録を、申立期間③は36万2,000円、申立期間④は66万円、申立期間⑤及び⑧は10万円、申立期間⑥は65万3,000円、申立期間⑦は61万9,000円、申立期間⑨は73万3,000円、申立期間⑩は77万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 50 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 10 年 4 月から 16 年 6 月まで  
② 平成 17 年 8 月  
③ 平成 15 年 7 月 16 日  
④ 平成 15 年 12 月 5 日  
⑤ 平成 16 年 4 月 23 日  
⑥ 平成 16 年 7 月 2 日  
⑦ 平成 16 年 12 月 3 日  
⑧ 平成 17 年 4 月 25 日  
⑨ 平成 17 年 7 月 1 日  
⑩ 平成 17 年 12 月 14 日

私は平成 10 年 4 月から A 社に勤務しており、毎月の給与及び賞与から厚生年金保険料が控除されている。

標準報酬月額及び標準賞与額を訂正してほしい。

### 第 3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、申立人から提出された給与明細書により、平成 10 年 4 月及び 11 年 1 月から同年 8 月までの期間を除き、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

申立期間③から⑩までについては、申立人から提出された給与明細書により、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額（標準賞与額）を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額（賞与額）のそれぞれに基づく標準報酬月額（標準賞与額）の範囲内であることから、これらの標準報酬月額（標準賞与額）のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の給与明細書の保険料控除額又は報酬月額から、申立人の標準報酬月額については、平成 10 年 5 月から同年 12 月まで、12 年 7 月、同年 8 月及び同年 12 月は 20 万円、11 年 9 月から 12 年 6 月まで、同年 9 月から同年 11 月まで、13 年 1 月から 15 年 3 月までの期間及び同年 7 月から 16 年 6 月までの期間は 22 万円、15 年 4 月から同年 6 月までは 24 万円、17 年 8 月は 34 万円に、標準賞与額については、申立期間③は 36 万 2,000 円、申立期間④は 66 万円、申立期間⑤及び⑧は 10 万円、申立期間⑥は 65 万 3,000 円、申立期間⑦は 61 万 9,000 円、申立期間⑨は 73 万 3,000 円、申立期間⑩は 77 万 5,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業所は全喪しており不明であるが、申立人の給与明細書の保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額と社会保険庁で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していない上、標準賞与額については、社会保険庁に賞与支払届に係る記録が確認できないことから、社会保険事務所は、当該標準報酬月額及び標準賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成 10 年 4 月については、申立人から提出された給与明細書により、厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていないことが確認できる。

また、申立期間①うち、平成11年1月から同年8月までについては、申立人の給与明細書の保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険庁で記録されている標準報酬月額が一致していることが確認できる。

このほか、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①のうち、平成10年4月及び11年1月から同年8月までの期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち、平成11年9月から16年6月までについて、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、11年9月は19万円、同年10月、同年12月、12年1月、同年10月から同年12月まで、13年3月、同年4月及び同年11月から14年2月までの期間は26万円、11年11月、12年3月、同年4月、同年6月、同年7月、13年1月、同年2月、同年5月から同年10月まで、14年3月、同年4月、同年7月から15年2月までの期間及び同年7月から16年6月までの期間は22万円、12年2月及び同年5月は20万円、同年8月、同年9月、14年5月、同年6月、15年3月及び同年6月は24万円、同年4月及び同年5月は28万円に訂正し、申立期間②から⑨までについて、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、標準賞与額に係る記録を、申立期間②は25万7,000円、申立期間③は41万4,000円、申立期間④及び⑦は10万円、申立期間⑤は42万6,000円、申立期間⑥は42万7,000円、申立期間⑧は48万7,000円、申立期間⑨は51万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 52 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 11 年 4 月から 16 年 6 月まで  
② 平成 15 年 7 月 16 日  
③ 平成 15 年 12 月 5 日  
④ 平成 16 年 4 月 23 日  
⑤ 平成 16 年 7 月 2 日  
⑥ 平成 16 年 12 月 3 日  
⑦ 平成 17 年 4 月 25 日  
⑧ 平成 17 年 7 月 1 日

⑨ 平成 17 年 12 月 14 日

私は平成 11 年 4 月から A 社に勤務しており、毎月の給与及び賞与から厚生年金保険料が控除されている。

標準報酬月額及び標準賞与額を訂正してほしい。

### 第 3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人から提出された給与明細書により、平成 11 年 4 月から同年 8 月までを除き、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

申立期間②から⑨までについては、申立人から提出された給与明細書により、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額（標準賞与額）を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額（賞与額）のそれぞれに基づく標準報酬月額（標準賞与額）の範囲内であることから、これらの標準報酬月額（標準賞与額）のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の給与明細書の保険料控除額又は報酬月額から、申立人の標準報酬月額については、平成 11 年 9 月は 19 万円、同年 10 月、同年 12 月、12 年 1 月、同年 10 月から同年 12 月まで、13 年 3 月、同年 4 月及び同年 11 月から 14 年 2 月までの期間は 26 万円、11 年 11 月、12 年 3 月、同年 4 月、同年 6 月、同年 7 月、13 年 1 月、同年 2 月、同年 5 月から同年 10 月まで、14 年 3 月、同年 4 月、同年 7 月から 15 年 2 月までの期間及び同年 7 月から 16 年 6 月までの期間は 22 万円、12 年 2 月及び同年 5 月は 20 万円、同年 8 月、同年 9 月、14 年 5 月、同年 6 月、15 年 3 月及び同年 6 月は 24 万円、同年 4 月及び同年 5 月は 28 万円に、標準賞与額については、申立期間②は 25 万 7,000 円、申立期間③は 41 万 4,000 円、申立期間④及び⑦は 10 万円、申立期間⑤は 42 万 6,000 円、申立期間⑥は 42 万 7,000 円、申立期間⑧は 48 万 7,000 円、申立期間⑨は 51 万 9,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業所は全喪しており不明であるが、申立人の給与明細書の保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額と社会保険庁で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していない上、標準賞与額については、社会保険庁に賞与支払届に係る記録が確認できないことから、社会保険事務所は、当該標準報酬月額及び標準賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①うち、平成11年4月から同年8月までについては、申立人の給与明細書の保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険庁で記録されている標準報酬月額が一致していることが確認できる。

このほか、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①のうち、平成11年4月から同年8月までについて、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち、平成4年11月から5年9月まで、6年2月から同年9月まで、同年11月から10年12月まで、11年9月から13年8月までの期間及び同年11月から16年6月までの期間並びに申立期間②のうち、17年10月及び18年4月から同年8月までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、4年11月から5年9月までは12万6,000円、6年2月から同年9月まで、7年3月及び8年11月から9年8月までの期間は26万円、6年11月、同年12月、9年10月、12年5月、同年8月、同年10月、同年11月及び13年8月は30万円、7年1月は19万円、同年2月、12年6月、同年7月及び同年9月は28万円、7年4月から8年9月までは22万円、同年10月及び9年9月は24万円、同年11月、10年4月、同年7月、同年10月、11年9月、12年12月から13年2月までの期間及び同年11月は34万円、9年12月、10年3月、同年5月、同年11月及び14年4月から16年3月までの期間は41万円、10年1月、同年8月、同年12月、11年10月から12年1月までの期間及び13年3月から同年7月までの期間は36万円、10年2月、同年6月及び13年12月から14年3月までの期間は38万円、10年9月及び12年2月から同年4月までは32万円、16年4月から同年6月までは47万円、17年10月は53万円、18年4月から同年8月までは56万円に訂正し、申立期間③から⑩までについて、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、標準賞与額に係る記録を申立期間③は40万円、申立期間④は75万円、申立期間⑤及び⑧は30万円、申立期間⑥及び⑦は80万円、申立期間⑨は85万円、申立期間⑩は82万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 42 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

- 申立期間：① 平成2年6月から16年6月まで  
② 平成17年9月から18年8月まで  
③ 平成15年9月10日  
④ 平成15年12月5日  
⑤ 平成16年4月23日  
⑥ 平成16年7月2日  
⑦ 平成16年12月3日  
⑧ 平成17年4月25日  
⑨ 平成17年7月1日  
⑩ 平成17年12月14日

私は平成2年6月からA社に勤務しており、毎月の給与及び賞与から厚生年金保険料が控除されている。

標準報酬月額及び標準賞与額を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、平成7年1月から16年6月までの期間及び申立期間②については、申立人から提出された給与明細書により、11年1月から同年8月まで、13年9月、同年10月、17年9月及び同年11月から18年3月までの期間を除き、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

申立期間①のうち、平成2年6月から6年12月までについては、申立人は、給与明細書等の保険料控除が確認できる資料を所持していないものの、社会保険庁の記録によれば、申立人及び申立人と同様に標準報酬月額が減額されている複数の同僚の標準報酬月額が遡及<sup>そきゅう</sup>して訂正された形跡は無く、申立人及び複数の同僚は、標準報酬月額の減額されている時期及び推移が一致していることが確認できる。

また、同僚から提出された給与明細書によれば、当該同僚の平成4年10月、5年10月から6年1月までの期間及び同年10月の保険料控除額に見合う標準報酬月額は、社会保険庁で記録されている標準報酬月額と一致していることが確認できるが、4年11月から5年9月までは、4年10月と同額の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が、6年2月から同年9月までは、同年10月の2等級下の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が、同年11月及び同年12月は、同年10月と同額の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人についても、当該期間において、平成4年11月から5年9月までは、4年10月と同額の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が、6年2月から同年9月までは、同年10月の2等級下の標準報酬

酬月額に基づく厚生年金保険料が、同年11月及び同年12月は、同年10月と同額の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたものと推認できる。

申立期間③から⑩までについては、申立人から提出された給与明細書により、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額（標準賞与額）を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額（賞与額）のそれぞれに基づく標準報酬月額（標準賞与額）の範囲内であることから、これらの標準報酬月額（標準賞与額）のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、同僚の給与明細書の保険料控除額から推認できる保険料控除額及び申立人の給与明細書の保険料控除額又は報酬月額から、平成4年11月から5年9月までは12万6,000円、6年2月から同年9月まで、7年3月及び8年11月から9年8月までの期間は26万円、6年11月、同年12月、9年10月、12年5月、同年8月、同年10月、同年11月及び13年8月は30万円、7年1月は19万円、同年2月、12年6月、同年7月及び同年9月は28万円、7年4月から8年9月までは22万円、同年10月及び9年9月は24万円、同年11月、10年4月、同年7月、同年10月、11年9月、12年12月から13年2月までの期間及び同年11月は34万円、9年12月、10年3月、同年5月、同年11月及び14年4月から16年3月までの期間は41万円、10年1月、同年8月、同年12月、11年10月から12年1月までの期間及び13年3月から同年7月までの期間は36万円、10年2月、同年6月及び13年12月から14年3月までの期間は38万円、10年9月及び12年2月から同年4月までの期間は32万円、16年4月から同年6月までは47万円、17年10月は53万円、18年4月から同年8月までは56万円に、標準賞与額については、申立人の給与明細書の保険料控除額から、申立期間③は40万円、申立期間④は75万円、申立期間⑤及び⑧は30万円、申立期間⑥及び⑦は80万円、申立期間⑨は85万円、申立期間⑩は82万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業所は全喪しており不明であるが、同僚の給与明細書の保険料控除額から推認できる保険料控除額及び申立人の給与明細書の保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額と社会保険庁で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していない上、標準賞与額については、社会保険庁に賞与支払届に係る記録が確認できないことから、社会保険事務所は、当該標準報酬月額及び標準賞与額に見合う保険料について納入の告知を行って

おらず、事業主は、当該期間に係る保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成2年6月から4年10月まで、5年10月から6年1月までの期間及び同年10月については、申立人の主張に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを推認できる資料は無い上、同僚の給与明細書により、当該期間の保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険庁で記録されている標準報酬月額は一致していることが確認できることから、申立人についても一致していることが推認される。

また、申立期間①のうち、平成11年1月から同年8月まで、平成13年9月及び同年10月並びに申立期間②のうち、17年9月及び同年11月から18年3月までの期間については、申立人の給与明細書の保険料控除額又は報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額と社会保険庁で記録されている標準報酬月額が一致していることが確認できる。

このほか、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①のうち、平成2年6月から4年10月まで、5年10月から6年1月まで、同年10月、11年1月から同年8月まで、13年9月及び同年10月並びに申立期間②のうち、17年9月及び同年11月から18年3月までの期間について、記録を訂正する必要は認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を、平成15年4月から同年6月までは22万円、同年7月から16年6月までは20万円に訂正し、申立期間②から⑨までについて、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、標準賞与額に係る記録を、申立期間②は5万円、申立期間③は16万5,000円、申立期間④及び⑦は10万円、申立期間⑤は40万4,000円、申立期間⑥は41万6,000円、申立期間⑧は45万円、申立期間⑨は50万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 51 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 4 月 から 16 年 6 月 まで  
② 平成 15 年 7 月 16 日  
③ 平成 15 年 12 月 5 日  
④ 平成 16 年 4 月 23 日  
⑤ 平成 16 年 7 月 2 日  
⑥ 平成 16 年 12 月 3 日  
⑦ 平成 17 年 4 月 25 日  
⑧ 平成 17 年 7 月 1 日  
⑨ 平成 17 年 12 月 14 日

私は平成15年4月からA社に勤務しており、毎月の給与及び賞与から厚生年金保険料が控除されている。

標準報酬月額及び標準賞与額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人から提出された給与明細書により、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

申立期間②から⑨までについては、申立人から提出された給与明細書により、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額（標準賞与額）を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額（賞与額）のそれぞれに基づく標準報酬月額（標準賞与額）の範囲内であることから、これらの標準報酬月額（標準賞与額）のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の給与明細書の保険料控除額又は報酬月額から、申立人の標準報酬月額については、平成15年4月から同年6月までは22万円、同年7月から16年6月までは20万円に、標準賞与額については、申立期間②は5万円、申立期間③は16万5,000円、申立期間④及び⑦は10万円、申立期間⑤は40万4,000円、申立期間⑥は41万6,000円、申立期間⑧は45万円、申立期間⑨は50万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業所は全喪しており不明であるが、申立人の給与明細書の保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額と、社会保険庁で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していない上、標準賞与額については、社会保険庁に賞与支払届に係る記録が確認できないことから、社会保険事務所は、標準報酬月額及び標準賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち、平成9年8月から10年12月までの期間及び11年9月から16年1月までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、9年8月及び同年9月は19万円、同年10月から10年12月まで、12年9月、13年2月及び15年7月から16年1月までの期間は24万円、11年9月、12年7月、同年8月、13年1月、同年3月、同年9月から同年12月までの期間及び14年4月は26万円、11年10月、12年10月から同年12月まで、13年4月、同年6月、14年2月、同年3月、同年6月から15年1月までの期間及び同年3月から同年6月までの期間は28万円、11年11月、12年3月、13年7月、同年8月、14年1月、同年5月及び15年2月は30万円、11年12月から12年2月まで、同年4月から同年6月までの期間及び13年5月は32万円に訂正し、申立期間②及び③について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、標準賞与額に係る記録を、申立期間②は27万7,000円、申立期間③は24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 47 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年8月から16年1月まで  
② 平成15年7月16日  
③ 平成15年12月5日

私は平成9年8月からA社に勤務しており、毎月の給与及び賞与から厚生年金保険料が控除されている。

標準報酬月額及び標準賞与額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人から提出された給与明細書により、平成11年1月から同年8月までの期間を除き、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認め

られる。

申立期間②及び③については、申立人から提出された給与明細書により、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額（標準賞与額）を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額（賞与額）のそれぞれに基づく標準報酬月額（標準賞与額）の範囲内であることから、これらの標準報酬月額（標準賞与額）のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の給与明細書の保険料控除額又は報酬月額から、申立人の標準報酬月額については、平成9年8月及び同年9月は19万円、同年10月から10年12月まで、12年9月、13年2月及び15年7月から16年1月までの期間は24万円、11年9月、12年7月、同年8月、13年1月、同年3月、同年9月から同年12月までの期間及び14年4月は26万円、11年10月、12年10月から同年12月まで、13年4月、同年6月、14年2月、同年3月、同年6月から15年1月までの期間及び同年3月から同年6月までの期間は28万円、11年11月、12年3月、13年7月、同年8月、14年1月、同年5月及び15年2月は30万円、11年12月から12年2月まで、同年4月から同年6月までの期間及び13年5月は32万円に、標準賞与額については、申立期間②は27万7,000円、申立期間③は24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業所は全喪しており不明であるが、申立人の給与明細書の保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額と社会保険庁で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していない上、標準賞与額については、社会保険庁に賞与支払届に係る記録が確認できないことから、社会保険事務所は、当該標準報酬月額及び標準賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成11年1月から同年8月までについては、申立人の給与明細書の保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険庁で記録されている標準報酬月額が一致していることが確認できる。

このほか、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①のうち、平成11年1月から同年8月までについて、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成11年9月から12年7月までについて、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、11年9月は24万円、同年10月から12年7月までは22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 44 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 5 月から 12 年 7 月まで

私は平成 11 年 5 月から A 社に勤務しており、毎月の給与から厚生年金保険料が控除されている。

標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間については、申立人から提出された給与明細書により、平成 11 年 5 月から同年 8 月までを除き、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の給与明細書の保険料控除額から、申立人の標準報酬月額については、平成 11 年 9 月は 24 万円、同年 10 月から 12 年 7 月までは 22 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか

否かについては、事業所は全喪しており不明であるが、申立人の給与明細書の保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険庁で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成11年5月から同年8月までについては、申立人の給与明細書の保険料控除額又は報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、社会保険庁で記録されている標準報酬月額を超えないことが確認できる。

このほか、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち、平成11年5月から同年8月までについて、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成12年6月から15年3月までについて、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、12年6月から13年8月までは24万円、同年9月から15年3月までは30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 40 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 5 月 から 15 年 3 月 まで

私は平成12年5月からA社に勤務しており、毎月の給与から厚生年金保険料が控除されている。

標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間については、申立人から提出された給与明細書により、平成12年5月を除き、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の給与明細書の保険料控除額から、申立人の標準報酬月額については、平成12年6月から13年8月までは24万円、同年9月から15年3月までは30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか

否かについては、事業所は全喪しており不明であるが、申立人の給与明細書の保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険庁で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成12年5月については、申立人の給与明細書の報酬月額に見合う標準報酬月額と社会保険庁で記録されている標準報酬月額が一致していることが確認できる。

このほか、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち、平成12年5月について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成9年3月から10年12月までの期間及び11年9月から15年1月までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、9年3月から同年9月までは20万円、同年10月から10年12月までは24万円、11年9月、12年3月及び13年11月は30万円、11年10月、同年11月、12年1月、同年2月、13年2月から同年8月まで、14年3月及び同年7月は32万円、11年12月、12年4月から13年1月まで、同年12月から14年2月までの期間及び15年1月は28万円、13年9月、同年10月、14年5月、同年6月及び同年10月は36万円、14年4月は34万円、同年8月、同年9月、同年11月及び同年12月は26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 45 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年3月から15年1月まで

私は平成9年3月からA社に勤務しており、毎月の給与から厚生年金保険料が控除されている。

標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間については、申立人から提出された給与明細書により、平成11年1月から同年8月までを除き、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの

標準報酬月額のうち、いずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の給与明細書の保険料控除額又は報酬月額から、申立人の標準報酬月額については、平成9年3月から同年9月までは20万円、同年10月から10年12月までは24万円、11年9月、12年3月及び13年11月は30万円、11年10月、同年11月、12年1月、同年2月、13年2月から同年8月まで、14年3月及び同年7月は32万円、11年12月、12年4月から13年1月まで、同年12月から14年2月までの期間及び15年1月は28万円、13年9月、同年10月、14年5月、同年6月及び同年10月は36万円、14年4月は34万円、同年8月、同年9月、同年11月及び同年12月は26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業所は全喪しており不明であるが、申立人の給与明細書の保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額と社会保険庁で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成11年1月から同年8月までについては、申立人の給与明細書の保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険庁で記録されている標準報酬月額が一致していることが確認できる。

このほか、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち、平成11年1月から同年8月までについて、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成12年7月から13年12月までについて、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、12年7月から13年8月までは20万円、同年9月は32万円、同年10月は22万円、同年11月及び同年12月は24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 46 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 6 月 から 13 年 12 月 まで

私は平成12年6月からA社に勤務しており、毎月の給与から厚生年金保険料が控除されている。

標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間については、申立人から提出された給与明細書により、平成12年6月を除き、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の給与明細書の保険料控除額又は報酬月額から、申立人の標準報酬月額については、平成12年7月から13年8月までは20万円、同年9月は32万円、同年10月は22万円、同年11月及び同年12月は24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業所は全喪しており不明であるが、申立人の給与明細書の保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額と社会保険庁で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成12年6月については、申立人の給与明細書の保険料控除額又は報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、社会保険庁で記録されている標準報酬月額を超えないことが確認できる。

このほか、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち、平成12年6月について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を、平成11年4月から同年8月までは16万円、同年9月、13年9月及び同年10月は22万円、11年10月から13年8月までは20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 50 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 4 月から 13 年 10 月まで

私は平成 11 年 4 月から A 社に勤務しており、毎月の給与から厚生年金保険料が控除されている。

標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間については、申立人から提出された給与明細書により、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の給与明細書の保険料控除額から、申立人の標準報酬月額については、平成 11 年 4 月から同年 8 月までは 16 万円、同年 9 月、13 年 9 月及び同年 10 月は 22 万円、11 年 10 月から 13 年 8 月までは 20 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業所は全喪しており不明であるが、申立人の給与明細書の保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険庁で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成8年12月9日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を同年12月は14万2,000円、9年1月は20万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

また、申立人は申立期間②のうち、平成9年2月から10年12月までの期間及び11年9月から16年6月までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、標準報酬月額に係る記録を、9年2月、同年8月、同年9月、同年12月から10年4月まで、同年8月、同年12月及び11年12月は24万円、9年3月、同年5月、10年5月、同年6月、同年11月、11年11月、12年8月、13年1月、同年6月及び15年7月から16年6月までの期間は30万円、9年4月、同年7月、同年10月、10年10月、11年9月及び12年9月から同年11月までの期間は28万円、9年6月、同年11月、10年7月、同年9月及び12年1月は26万円、11年10月、12年2月から同年7月まで、同年12月、13年2月から同年5月までの期間及び同年7月から15年4月までの期間は32万円、同年5月及び同年6月は38万円に訂正し、申立期間③から⑥までについて、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、標準賞与額に係る記録を、申立期間③は33万4,000円、申立期間④は54万1,000円、申立期間⑤は10万円、申立期間⑥は51万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年12月9日から9年2月1日まで

- ② 平成9年2月から16年6月まで
- ③ 平成15年7月16日
- ④ 平成15年12月5日
- ⑤ 平成16年4月23日
- ⑥ 平成16年7月2日

私は平成8年12月9日からA社に勤務しており、毎月の給与及び賞与から厚生年金保険料が控除されている。

厚生年金保険被保険者記録、標準報酬月額及び標準賞与額を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の記録及び申立人から提出された給与明細書により、申立人は、平成8年12月9日からA社において継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の給与明細書の報酬月額から、平成8年12月は14万2,000円、9年1月は20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業所は全喪しているため不明であり、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間②については、申立人から提出された給与明細書により、平成11年1月から同年8月までの期間を除き、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

申立期間③から⑥までについては、申立人から提出された給与明細書により、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額（標準賞与額）を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額（賞与額）のそれぞれに基づく標準報酬月額（標準賞与額）の範囲内であることから、これらの標準報酬月額（標準賞与額）のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の給与明細書の保険料控除額又は報酬月額から、申立人の標準報酬月額については、平成9年2月、同年8月、同年9月、同年12月から10年4月まで、同年8月、同年12月及び11年12月は24万円、9年3月、同年5月、10年5月、同年6月、同年11月、11年11月、12年8月、13年1月、同年6月及び15年7月から16年6月までの期間は30万円、9年4月、同年7月、同年10月、10年10月、11年9月及び12年9月から同年11月までの期間は28万円、9年6月、同年11月、10年7月、同年9月及び12年1月は26万円、11年10月、12年2月から同年7月まで、同年12月、13年2月から同年5月までの期間及び同年7月から15年4月までは32万円、同年5月及び同年6月は38万円に、標準賞与額については、申立期間③は33万4,000円、申立期間④は54万1,000円、申立期間⑤は10万円、申立期間⑥は51万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業所は全喪しており不明であるが、申立人の給与明細書の保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額と社会保険庁で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していない上、標準賞与額については、社会保険庁に賞与支払届に係る記録が確認できないことから、社会保険事務所は、当該標準報酬月額及び標準賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②のうち、平成11年1月から同年8月までについては、申立人の給与明細書の保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険庁で記録されている標準報酬月額が一致していることが確認できる。

このほか、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②のうち、平成11年1月から同年8月までについて、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成4年11月から5年9月まで、6年2月から同年9月まで、同年11月から10年12月までの期間及び11年9月から14年5月までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、4年11月から5年9月までは12万6,000円、6年2月から同年9月までは26万円、同年11月、同年12月、7年2月から同年9月まで、同年11月から8年2月まで、同年6月、9年2月、同年7月及び12年10月は30万円、7年1月は24万円、同年10月、8年3月から同年5月まで、同年7月から9年1月まで、同年3月から同年5月まで、同年8月から同年10月まで、10年8月、12年6月、同年9月、13年9月、14年3月及び同年4月は32万円、9年6月は28万円、同年11月、10年6月、12年8月、13年10月、同年11月及び14年2月は34万円、9年12月から10年5月まで、同年7月、同年9月から同年12月まで、12年7月、同年11月、13年6月から同年8月まで、同年12月及び14年1月は36万円、11年9月、12年5月、同年12月、13年1月及び14年5月は38万円、11年10月から12年4月までの期間及び13年2月から同年5月までの期間は41万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 44 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 12 月から 14 年 5 月まで

私は平成元年 12 月から A 社に勤務しており、毎月の給与から厚生年金保険料が控除されている。

標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成7年1月から14年5月までについては、申立人から

提出された給与明細書により、11年1月から同年8月までの期間を除き、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

申立期間のうち、平成元年12月から6年12月までについては、申立人は、給与明細書等の保険料控除が確認できる資料を所持していないものの、社会保険庁の記録によれば、申立人及び申立人と同様に標準報酬月額が減額されている複数の同僚の標準報酬月額が遡及<sup>そきゅう</sup>して訂正された形跡は無く、申立人及び複数の同僚は、標準報酬月額の減額されている時期及び推移が一致していることが確認できる。

また、同僚から提出された給与明細書によれば、当該同僚の平成4年10月、5年10月から6年1月までの期間及び同年10月の保険料控除額に見合う標準報酬月額は、社会保険庁で記録されている標準報酬月額と一致していることが確認できるが、4年11月から5年9月までは、4年10月と同額の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が、6年2月から同年9月までは、同年10月の2等級下の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が、同年11月及び同年12月は、同年10月と同額の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人についても、当該期間において、平成4年11月から5年9月までは、4年10月と同額の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が、6年2月から同年9月までは、同年10月の2等級下の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が、同年11月及び同年12月は、同年10月と同額の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたものと推認できる。

なお、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額に基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、同僚の給与明細書の保険料控除額から推認できる保険料控除額及び申立人の給与明細書の保険料控除額又は報酬月額から、平成4年11月から5年9月までは12万6,000円、6年2月から同年9月までは26万円、同年11月、同年12月、7年2月から同年9月まで、同年11月から8年2月まで、同年6月、9年2月、同年7月及び12年10月は30万円、7年1月は24万円、同年10月、8年3月から同年5月まで、同年7月から9年1月まで、同年3月から同年5月まで、同年8月から同年10月まで、10年8月、12年6月、同年9月、13年9月、14年3月及び同年4月は32万円、9年6月は28万円、同年11月、10年6月、12年8月、13

年10月、同年11月及び14年2月は34万円、9年12月から10年5月まで、同年7月、同年9月から同年12月まで、12年7月、同年11月、13年6月から同年8月まで、同年12月及び14年1月は36万円、11年9月、12年5月、同年12月、13年1月及び14年5月は38万円、11年10月から12年4月までの期間及び13年2月から同年5月までの期間は41万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業所は全喪しており不明であるが、同僚の給与明細書の保険料控除額から推認できる保険料控除額及び申立人の給与明細書の保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額と社会保険庁で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成元年12月から4年10月まで、5年10月から6年1月までの期間及び同年10月については、申立人の主張に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを推認できる資料は無い上、同僚の給与明細書により、当該期間の保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険庁で記録されている標準報酬月額は一致していることが確認できることから、申立人についても一致していることが推認される。

また、申立期間のうち、平成11年1月から同年8月までについては、申立人の給与明細書の保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険庁で記録されている標準報酬月額が一致していることが確認できる。

このほか、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち、平成元年12月から4年10月まで、5年10月から6年1月まで、同年10月及び11年1月から同年8月までの期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち、平成14年5月から16年6月までについて、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、14年5月から15年3月までの期間及び同年7月から16年6月までの期間は19万円、15年4月から同年6月までは20万円に訂正し、申立期間②から⑦までについて、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、標準賞与額に係る記録を、申立期間②は19万1,000円、申立期間③は38万円、申立期間④及び⑦は10万円、申立期間⑤は36万2,000円、申立期間⑥は36万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 54 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 14 年 4 月から 16 年 6 月まで  
② 平成 15 年 7 月 16 日  
③ 平成 15 年 12 月 5 日  
④ 平成 16 年 4 月 23 日  
⑤ 平成 16 年 7 月 2 日  
⑥ 平成 16 年 12 月 3 日  
⑦ 平成 17 年 4 月 25 日

私は平成14年4月からA社に勤務しており、毎月の給与及び賞与から厚生年金保険料が控除されている。

標準報酬月額及び標準賞与額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人から提出された給与明細書により、平成14年4月を除き、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料

を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

申立期間②から⑦までについては、申立人から提出された給与明細書により、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額（標準賞与額）を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額（賞与額）のそれぞれに基づく標準報酬月額（標準賞与額）の範囲内であることから、これらの標準報酬月額（標準賞与額）のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の給与明細書の保険料控除額又は報酬月額から、申立人の標準報酬月額については、平成14年5月から15年3月までの期間及び同年7月から16年6月までの期間は19万円、15年4月から同年6月までは20万円に、標準賞与額については、申立期間②は19万1,000円、申立期間③は38万円、申立期間④及び⑦は10万円、申立期間⑤は36万2,000円、申立期間⑥は36万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業所は全喪しており不明であるが、申立人の給与明細書の保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額と社会保険庁で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していない上、標準賞与額については、社会保険庁に賞与支払届に係る記録が確認できないことから、社会保険事務所は、標準報酬月額及び標準賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成14年4月については、申立人の給与明細書の保険料控除額又は報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、社会保険庁で記録されている標準報酬月額を超えないことが確認できる。

このほか、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち、平成14年4月について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成9年9月2日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を同年9月は19万円、同年10月は22万円、同年11月から10年1月までは24万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

また、申立人は、申立期間②のうち、平成10年2月から同年12月までの期間及び11年9月から16年6月までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、標準報酬月額に係る記録を、10年2月から同年12月までは24万円、11年9月、15年5月及び同年6月は32万円、11年10月から13年8月までは26万円、同年9月及び同年10月は28万円、同年11月から15年4月までの期間及び同年7月から16年6月までの期間は30万円に訂正し、申立期間③から⑩までについて、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、標準賞与額に係る記録を、申立期間③は37万3,000円、申立期間④は65万3,000円、申立期間⑤は10万円、申立期間⑥は64万2,000円、申立期間⑦は68万1,000円、申立期間⑧は20万円、申立期間⑨は62万7,000円、申立期間⑩は65万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 43 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年9月2日から10年2月1日まで  
② 平成10年2月から16年6月まで  
③ 平成15年7月16日  
④ 平成15年12月5日

- ⑤ 平成 16 年 4 月 23 日
- ⑥ 平成 16 年 7 月 2 日
- ⑦ 平成 16 年 12 月 3 日
- ⑧ 平成 17 年 4 月 25 日
- ⑨ 平成 17 年 7 月 1 日
- ⑩ 平成 17 年 12 月 14 日

私は平成 9 年 9 月 2 日から A 社に勤務しており、毎月の給与及び賞与から厚生年金保険料が控除されている。

厚生年金保険被保険者記録、標準報酬月額及び標準賞与額を訂正してほしい。

### 第 3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の記録及び申立人から提出された給与明細書により、申立人は、平成 9 年 9 月 2 日から A 社において継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の給与明細書の保険料控除額又は報酬月額から、平成 9 年 9 月は 19 万円、同年 10 月は 22 万円、同年 11 月から 10 年 1 月までは 24 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業所は全喪しているため不明であり、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間②については、申立人から提出された給与明細書により、平成 11 年 1 月から同年 8 月までの期間を除き、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

申立期間③から⑩までについては、申立人から提出された給与明細書により、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額（標準賞与額）を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額（賞与額）のそれぞれに基づく標準報酬月額（標準賞与額）の範囲内であることから、これらの標準報酬月額（標準賞与額）のいず

れか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の給与明細書の保険料控除額又は報酬月額から、申立人の標準報酬月額については、平成10年2月から同年12月までは24万円、11年9月、15年5月及び同年6月は32万円、11年10月から13年8月までは26万円、同年9月及び同年10月は28万円、同年11月から15年4月までの期間及び同年7月から16年6月までの期間は30万円に、標準賞与額については、申立期間③は37万3,000円、申立期間④は65万3,000円、申立期間⑤は10万円、申立期間⑥は64万2,000円、申立期間⑦は68万1,000円、申立期間⑧は20万円、申立期間⑨は62万7,000円、申立期間⑩は65万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業所は全喪しており不明であるが、申立人の給与明細書の保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額と社会保険庁で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していない上、標準賞与額については、社会保険庁に賞与支払届に係る記録が確認できないことから、社会保険事務所は、当該標準報酬月額及び標準賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②のうち、平成11年1月から同年8月までについては、申立人の給与明細書の保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険庁で記録されている標準報酬月額が一致していることが確認できる。

このほか、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②のうち、平成11年1月から同年8月までについて、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち、平成10年7月から同年12月までの期間及び11年9月から16年6月までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、10年7月、同年8月、同年10月及び同年12月は20万円、同年9月は19万円、同年11月、15年5月及び同年6月は24万円、11年9月は26万円、同年10月から15年4月までの期間及び同年7月から16年6月までの期間は22万円に訂正し、申立期間②から⑨までについて、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、標準賞与額に係る記録を、申立期間②は28万6,000円、申立期間③は43万6,000円、申立期間④及び⑦は10万円、申立期間⑤は44万4,000円、申立期間⑥は43万6,000円、申立期間⑧は44万7,000円、申立期間⑨は50万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 49 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 10 年 6 月 から 16 年 6 月 まで  
② 平成 15 年 7 月 16 日  
③ 平成 15 年 12 月 5 日  
④ 平成 16 年 4 月 23 日  
⑤ 平成 16 年 7 月 2 日  
⑥ 平成 16 年 12 月 3 日  
⑦ 平成 17 年 4 月 25 日  
⑧ 平成 17 年 7 月 1 日  
⑨ 平成 17 年 12 月 14 日

私は平成10年6月からA社に勤務しており、毎月の給与及び賞与から厚生年金保険料が控除されている。

標準報酬月額及び標準賞与額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人から提出された給与明細書により、平成10

年6月及び11年1月から同年8月までの期間を除き、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

申立期間②から⑨までについては、申立人から提出された給与明細書により、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額（標準賞与額）を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額（賞与額）のそれぞれに基づく標準報酬月額（標準賞与額）の範囲内であることから、これらの標準報酬月額（標準賞与額）のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の給与明細書の保険料控除額又は報酬月額から、申立人の標準報酬月額については、平成10年7月、同年8月、同年10月及び同年12月は20万円、同年9月は19万円、同年11月、15年5月及び同年6月は24万円、11年9月は26万円、同年10月から15年4月までの期間及び同年7月から16年6月までの期間は22万円に、標準賞与額については、申立期間②は28万6,000円、申立期間③は43万6,000円、申立期間④及び⑦は10万円、申立期間⑤は44万4,000円、申立期間⑥は43万6,000円、申立期間⑧は44万7,000円、申立期間⑨は50万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業所は全喪しており不明であるが、申立人の給与明細書の保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額と社会保険庁で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していない上、標準賞与額については、社会保険庁に賞与支払届に係る記録が確認できないことから、社会保険事務所は、当該標準報酬月額及び標準賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成10年6月については、申立人から提出された給与明細書により、厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていないことが確認できる。

また、申立期間①のうち、平成11年1月から同年8月までについては、申立人の給与明細書の保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険庁で記録されている標準報酬月額が一致していることが確認できる。

このほか、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①のうち、平成10年6月及び11年1月から同年8月までの期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち、平成13年5月から16年6月までについて、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、13年5月から同年10月までの期間及び14年1月から同年4月までの期間は19万円、13年11月、同年12月及び14年5月から16年6月までの期間は20万円に訂正し、申立期間②から⑨までについて、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、標準賞与額に係る記録を、申立期間②は20万7,000円、申立期間③は29万3,000円、申立期間④及び⑦は10万円、申立期間⑤は31万7,000円、申立期間⑥は30万2,000円、申立期間⑧は36万1,000円、申立期間⑨は38万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 53 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 13 年 4 月から 16 年 6 月まで  
② 平成 15 年 7 月 16 日  
③ 平成 15 年 12 月 5 日  
④ 平成 16 年 4 月 23 日  
⑤ 平成 16 年 7 月 2 日  
⑥ 平成 16 年 12 月 3 日  
⑦ 平成 17 年 4 月 25 日  
⑧ 平成 17 年 7 月 1 日  
⑨ 平成 17 年 12 月 14 日

私は平成13年4月からA社に勤務しており、毎月の給与及び賞与から厚生年金保険料が控除されている。

標準報酬月額及び標準賞与額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人から提出された給与明細書により、平成13年4月を除き、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

申立期間②から⑨までについては、申立人から提出された給与明細書により、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額（標準賞与額）を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額（賞与額）のそれぞれに基づく標準報酬月額（標準賞与額）の範囲内であることから、これらの標準報酬月額（標準賞与額）のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の給与明細書の保険料控除額又は報酬月額から、申立人の標準報酬月額については、平成13年5月から同年10月までの期間及び14年1月から同年4月までの期間は19万円、13年11月、同年12月及び14年5月から16年6月までの期間は20万円に、標準賞与額については、申立期間②は20万7,000円、申立期間③は29万3,000円、申立期間④及び⑦は10万円、申立期間⑤は31万7,000円、申立期間⑥は30万2,000円、申立期間⑧は36万1,000円、申立期間⑨は38万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業所は全喪しており不明であるが、申立人の給与明細書の保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額と社会保険庁で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していない上、標準賞与額については、社会保険庁に賞与支払届に係る記録が確認できないことから、社会保険事務所は、当該標準報酬月額及び標準賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成13年4月については、申立人の給与明細書の保険料控除額又は報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、社会保険庁で記録されている標準報酬月額を超えないことが確認できる。

このほか、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①のうち、平成13年4月について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち、平成10年5月から同年12月までの期間及び11年9月から16年6月までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、10年5月、同年10月及び15年7月から16年6月までの期間は22万円、10年6月から同年9月まで、同年11月、同年12月、11年9月から13年8月まで、15年3月及び同年5月は24万円、13年9月から14年1月まで、同年9月、同年10月、15年1月、同年2月、同年4月及び同年6月は26万円、14年2月から同年8月まで、同年11月及び同年12月は28万円に訂正し、申立期間②から⑨までについて、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、標準賞与額に係る記録を、申立期間②は24万9,000円、申立期間③は40万5,000円、申立期間④及び⑦は10万円、申立期間⑤は40万6,000円、申立期間⑥は41万1,000円、申立期間⑧は48万9,000円、申立期間⑨は51万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 50 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 10 年 4 月 から 16 年 6 月 まで  
② 平成 15 年 7 月 16 日  
③ 平成 15 年 12 月 5 日  
④ 平成 16 年 4 月 23 日  
⑤ 平成 16 年 7 月 2 日  
⑥ 平成 16 年 12 月 3 日  
⑦ 平成 17 年 4 月 25 日  
⑧ 平成 17 年 7 月 1 日  
⑨ 平成 17 年 12 月 14 日

私は平成10年4月からA社に勤務しており、毎月の給与及び賞与から厚生年金保険料が控除されている。

標準報酬月額及び標準賞与額を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人から提出された給与明細書により、平成10年4月及び11年1月から同年8月までの期間を除き、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

申立期間②から⑨までについては、申立人から提出された給与明細書により、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額（標準賞与額）を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額（賞与額）のそれぞれに基づく標準報酬月額（標準賞与額）の範囲内であることから、これらの標準報酬月額（標準賞与額）のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の給与明細書の保険料控除額又は報酬月額から、申立人の標準報酬月額については、平成10年5月、同年10月及び15年7月から16年6月までの期間は22万円、10年6月から同年9月まで、同年11月、同年12月、11年9月から13年8月まで、15年3月及び同年5月は24万円、13年9月から14年1月まで、同年9月、同年10月、15年1月、同年2月、同年4月及び同年6月は26万円、14年2月から同年8月まで、同年11月及び同年12月は28万円に、標準賞与額については、申立期間②は24万9,000円、申立期間③は40万5,000円、申立期間④及び⑦は10万円、申立期間⑤は40万6,000円、申立期間⑥は41万1,000円、申立期間⑧は48万9,000円、申立期間⑨は51万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業所は全喪しており不明であるが、申立人の給与明細書の保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額と社会保険庁で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していない上、標準賞与額については、社会保険庁に賞与支払届に係る記録が確認できないことから、社会保険事務所は、当該標準報酬月額及び標準賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成10年4月については、申立人から提出された給与明細書により、厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていな

いことが確認できる。

また、申立期間①のうち、平成11年1月から同年8月までについては、申立人の給与明細書の保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険庁で記録されている標準報酬月額が一致していることが確認できる。

このほか、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①のうち、平成10年4月及び11年1月から同年8月までの期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、15年4月から同年6月までは20万円、17年7月は24万円に訂正し、申立期間③から⑩までについて、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、標準賞与額に係る記録を、申立期間③、⑤及び⑧は10万円、申立期間④は39万7,000円、申立期間⑥は35万1,000円、申立期間⑦は40万2,000円、申立期間⑨は50万7,000円、申立期間⑩は51万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 51 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 4 月から同年 6 月まで  
② 平成 17 年 7 月  
③ 平成 15 年 7 月 16 日  
④ 平成 15 年 12 月 5 日  
⑤ 平成 16 年 4 月 23 日  
⑥ 平成 16 年 7 月 2 日  
⑦ 平成 16 年 12 月 3 日  
⑧ 平成 17 年 4 月 25 日  
⑨ 平成 17 年 7 月 1 日  
⑩ 平成 17 年 12 月 14 日

私は平成 15 年 1 月から A 社に勤務しており、毎月の給与及び賞与から厚生年金保険料が控除されている。

申立期間の標準報酬月額及び標準賞与額を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、申立人から提出された給与明細書により、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

申立期間③から⑩までについては、申立人から提出された給与明細書により、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額（標準賞与額）を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額（賞与額）のそれぞれに基づく標準報酬月額（標準賞与額）の範囲内であることから、これらの標準報酬月額（標準賞与額）のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の給与明細書の保険料控除額又は報酬月額から、申立人の標準報酬月額については、平成15年4月から同年6月までは20万円、17年7月は24万円に、標準賞与額については、申立期間③、⑤及び⑧は10万円、申立期間④は39万7,000円、申立期間⑥は35万1,000円、申立期間⑦は40万2,000円、申立期間⑨は50万7,000円、申立期間⑩は51万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業所は全喪しており不明であるが、申立人の給与明細書の保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額と社会保険庁で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していない上、標準賞与額については、社会保険庁に賞与支払届に係る記録が確認できないことから、社会保険事務所は、当該標準報酬月額及び標準賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和39年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年11月1日から39年7月1日まで

私は、昭和37年2月から39年6月末までA社B支店に勤務していたが、社会保険事務所の厚生年金保険被保険者記録では、昭和38年11月1日に資格喪失とされている。

しかし、A社B支店では、夫（申立期間は婚姻前）と同様に昭和39年6月末まで接客係として勤務していたため、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和37年2月から39年6月末までA社B支店に接客係として勤務していたとしているが、社会保険事務所の記録では、38年11月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したものとされている。

しかし、申立期間に厚生年金保険の被保険者資格を取得した同僚が、「私はA社B支店に約4か月間(昭和39年6月30日まで)勤務した。申立人は、私が退職するまで接客係として、婚約者と一緒に働いていた。」と具体的に証言していることから、申立人が同社B支店で同年6月30日まで勤務していたことを認めることができる。

また、申立期間以前にA社における厚生年金保険被保険者記録があり、昭和38年11月1日に資格喪失した同僚は、「申立人は、B支店で接客係をしていたと思う。」としていることから、申立人は、同年11月の前後において勤務形

態に変更は無く、一貫して接客係として勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間における標準報酬月額については、同僚の記録及び昭和 38 年 10 月の社会保険事務所の記録から、1 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A 社 B 支店は既に全喪しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 愛知厚生年金 事案1996

### 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を59万円に訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 3 月 1 日から 10 年 8 月 22 日まで

私は、申立期間当時、A社の社長であったが、病気と精神的苦痛から出社できなくなり、休んでいる間に申立期間の標準報酬月額が引き下げられた。

このため、引き下げられる前の標準報酬月額に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の厚生年金保険被保険者記録においては、当初、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を 59 万円と記録していたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日(平成 10 年 8 月 22 日)の後の同年 8 月 28 日付けで、9 年 3 月 1 日に遡<sup>そきゅう</sup>及して標準報酬月額が 11 万 8,000 円に引き下げられていることが確認できる。

また、A社の商業登記簿謄本により、申立人は申立期間当時、同社の代表取締役であったことが確認できるが、同社に係る破産記録によれば、申立人は平成 10 年 8 月 \* 日以後は出社せず行方不明であったことが確認でき、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、かかる処理を行う合理的な理由は無く、申立人の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 59 万円とすることが必要と認められる。

## 愛知厚生年金 事案1997

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和41年2月16日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年12月23日から41年1月1日まで  
② 昭和41年2月16日から同年4月1日まで

私が、社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間の被保険者記録が無いことに気付いた。

私は、申立期間①はA社B支店、申立期間②は同社C支店に勤務したことを示す「臨時雇用員就労カード」及びその時の就労日数を示す「就労日数」表を所持しており、これにより私が勤務したことを確認できるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、雇用保険の記録及び申立人が所持している「臨時雇用員就労カード」、「就労日数」表により、申立人が当該期間にA社C支店において勤務していたことが確認できる。

また、昭和38年10月以降、A社C支店では臨時雇用員に対する厚生年金保険の被保険者資格取得の勧誘が行われ、申立人と同種の社員が厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立人についても厚生年金保険の被保険者資格を取得し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

申立期間②の標準報酬月額については、昭和41年4月の社会保険事務所の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりに被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①については、申立人が所持している「臨時雇用員就労カード」及び「就労日数」表により、申立人が当該期間にA社B支店において勤務していたことは確認できる。

しかし、社会保険事務所が保管する厚生年金保険記号番号払出簿によれば、申立人の厚生年金保険の被保険者資格取得に必要な当該番号は、昭和41年2月2日に払い出されている上、雇用保険の資格取得日も同年1月1日と記録されている。

このほか、申立人が申立期間①に厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案1998

### 第1 委員会の結論

申立期間①のうち、昭和42年8月及び同年9月について、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を2万8,000円に訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年3月6日から44年4月12日まで  
② 昭和44年4月18日から48年5月1日まで  
③ 昭和48年11月16日から63年5月11日まで  
④ 昭和63年6月1日から平成6年9月1日まで  
⑤ 平成6年10月1日から9年4月19日まで

私が各申立期間において支給されていた給与額に比べて社会保険庁に記録されている標準報酬月額が低すぎるので、標準報酬月額を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①のうち、昭和42年8月1日から同年10月1日までの期間については、社会保険庁の記録によると、申立人のA社B支店における標準報酬月額は2万2,000円と記録され、同年10月1日付けで2万8,000円に改定されているが、厚生年金基金の記録では、2万8,000円への改定時期は、同年8月1日となっている。

また、A社には、申立人の昭和42年8月1日の標準報酬月額を2万8,000円とする厚生年金基金加入員報酬月額変更届が保管されている。

さらに、A社では、「厚生年金基金は昭和50年10月\*日に解散しており、同基金に係る取扱いについては不明であるが、届出書の記載事項等からみて、社会保険事務所と厚生年金基金に提出していた届出書は複写式であったのではないかと思う。」としている。

これらを総合的に判断すると、A社B支店が申立人の標準報酬月額を昭和42年8月1日に2万8,000円に改定する届出を社会保険事務所に行ったと認められることから、申立期間①のうち、同年8月及び同年9月の標準報酬月

額を2万8,000円に訂正することが必要である。

一方、申立期間①のうち、昭和42年3月6日から同年8月1日までの期間及び同年10月1日から44年4月12日までの期間については、厚生年金基金の記録、A社が保管している基金加入員資格取得届、厚生年金基金加入員報酬月額変更届及び同月額算定基礎届に記載されている標準報酬月額は、社会保険庁に記録されている標準報酬月額と一致している。

また、申立人と同日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した同僚16人の資格取得時の標準報酬月額は、申立人の資格取得時の標準報酬月額と同額であり、その後も申立人と同僚の標準報酬月額に大きな差異は無い。

さらに、上記の同僚のうち5人が記憶している入社時の給与総額は、1万7,000円から2万円程度であり、資格取得時の標準報酬月額とおおむね一致している。

- 2 申立期間②について、厚生年金基金の標準報酬月額の記録（昭和47年1月1日同基金設立以降）は、社会保険庁の記録と一致している。

また、申立人と同月に厚生年金保険の被保険者資格を取得した同僚47人のうち、申立人とほぼ同年生まれの者7人の資格取得時の標準報酬月額は、申立人の資格取得時の標準報酬月額と同額であり、その後も申立人と同僚の標準報酬月額に大きな差異は無い。

さらに、申立人と同月に厚生年金保険の被保険者資格を取得した者のうち、2人が記憶している入社時の給与総額は、同人らの資格取得時の標準報酬月額とおおむね一致している。

- 3 申立期間③について、厚生年金基金の標準報酬月額の記録は、社会保険庁の記録と一致している。

また、申立人と同日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した男性54人の資格取得時の標準報酬月額は、申立人の8万円に対して6万円から9万円程度と大きな差異はみられず、その後も申立人と同僚の標準報酬月額に大きな差異は無い。

さらに、上記同僚のうち4人が記憶している入社時の給与総額は、3万円から10万2,000円であり、同人らの資格取得時の標準報酬月額との相違はみられるものの、申立人の資格取得時の標準報酬月額と比較して特に高額であるものはみられない。

- 4 申立期間④について、当該期間のうち、昭和63年10月1日から平成6年9月1日までの期間については、社会保険庁における申立人の標準報酬月額が当時の上限（最高等級）で記録されていることから、記録を訂正することができない期間である。

また、申立人と同月及び前後の月に厚生年金保険の被保険者資格を取得した45人の資格取得時の標準報酬月額と比較して、申立人の資格取得時の標準報酬月額が低額である状況はみられない。

さらに、健康保険組合の標準報酬月額は、社会保険庁の記録と一致してい

る。

なお、申立人が提出した平成4年12月分及び6年6月分の給与明細書に記載された厚生年金保険料控除額から算定した標準報酬月額は、社会保険庁に記録されている標準報酬月額と一致している。

- 5 申立期間⑤について、当該期間のうち、平成7年10月1日から9年4月19日までの期間については、社会保険庁における申立人の標準報酬月額が当時の上限（最高等級）で記録されていることから、記録を訂正することができない期間である。

一方、当該期間のうち、平成6年10月1日から7年10月1日までの期間については、申立人が提出した金融機関の預金取引明細により、申立人に支給された諸費用控除後の給与支給額は社会保険庁に記録されている標準報酬月額より高い額になることが確認できる。

しかし、申立人が、「自分は歩合制の職員で、固定給はほとんど無かった。」としているところ、事業主は、「歩合給は変動が大きいので、当時は、資格取得時の標準報酬月額は12万円程度の最低保障給を基に設定し、標準報酬月額の見直しは半年か1年に1回だったのではないかと思う。」としており、当時の顧問税理士は、「歩合給は変動が大きいので、入社後しばらくは実際の給与支給総額に比べて低い標準報酬月額で据え置いていたと思うが、その間、実際の高額な給与支給総額に見合った厚生年金保険料を控除するようなことは無かったと思う。」としている。

また、申立人と同一年度に厚生年金保険の被保険者資格を取得した35人のうち26人は、資格取得時の標準報酬月額が申立人と同額の11万8,000円であり、いずれの者についても最初の定時決定までの間に随時改定は行われていない。

- 6 すべての申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料は無く、保険料控除額に係る申立人の記憶も曖昧である。

また、申立てに係る事業所は、いずれも貸金台帳等の給与支払及び厚生年金保険料の給与からの控除額を確認できる資料を保管していないとしている。

さらに、連絡の取れた各事業所の同僚で、当該事業所における自身の厚生年金保険記録に事実と相違する事項があったとする者はいない。

- 7 これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間①のうち、昭和42年3月6日から同年8月1日までの期間及び同年10月1日から44年4月12日までの期間並びに申立期間②、③、④及び⑤について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人の標準報酬月額記録については、申立期間①のうち、平成2年1月及び同年4月から同年9月までの期間は16万円に訂正する必要がある。

なお、事業主が当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

申立期間②について、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成4年5月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

申立期間③について、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日及びB社における資格取得日に係る記録を平成8年5月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間④について、申立人の標準報酬月額記録については、申立期間④のうち、平成10年6月、同年8月、同年10月、同年11月、11年4月、同年9月、12年1月、同年2月、同年9月及び同年12月については34万円、10年7月、同年9月、同年12月から11年3月まで、同年7月、同年8月、同年10月、同年11月、12年6月、同年7月、同年10月、同年11月及び13年1月から15年3月までの期間については32万円、11年5月は24万円、同年6月及び同年12月は28万円、12年3月から同年5月まで、同年8月及び15年4月から17年1月までの期間については30万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間⑤について、申立人の標準報酬月額記録については、平成17年2月から同年6月までについては30万円、同年7月については28万円に訂正する必要がある。

なお、事業主が当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 44 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年10月2日から4年1月31日まで  
② 平成4年5月1日から同年6月1日まで  
③ 平成8年4月9日から9年2月3日まで  
④ 平成9年2月3日から17年2月1日まで  
⑤ 平成17年2月1日から同年8月1日まで

テレビの報道を見ていて、社会保険事務所に適正な厚生年金保険料を納めていない会社があることを知り、社会保険事務所から資料を取り寄せたところ、私が勤務していた会社が該当していた。申立期間の給与額と厚生年金保険料の標準報酬月額が一致していないので、実際に支給された報酬に対応する標準報酬月額に訂正するとともに、申立期間のうち、厚生年金保険被保険者ではない期間については、被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、社会保険庁の被保険者記録照会回答票(資格画面)では、申立人の当該期間の標準報酬月額は、平成元年10月から2年9月までは15万円、同年10月から3年9月までは16万円、同年10月から同年12月までは17万円とされている。

しかし、申立人から提出された給与明細書により、申立人は、平成元年10月から同年12月までの期間及び3年1月から同年4月までの期間については15万円、2年1月、同年2月、同年4月から同年12月までの期間及び3年5月から同年12月までの期間については16万円、2年3月については14万2,000円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立人の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から、平成2年1月及び同年4月から同年9月までの期間について、16万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保

険庁で記録されている標準報酬月額が、上記期間について一致していないものの、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①のうち、上記期間以外の期間については、給与明細書において確認できる保険料控除額から事業主が源泉徴収していたと認められる保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額のいずれか低い方の額が社会保険庁の記録における標準報酬月額を超えないことから、記録を訂正する必要は認められない。

- 2 申立期間②については、申立人から提出された給与明細書により、申立人が、当該期間について、A社に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から、18万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 3 申立期間③については、申立人から提出された給与明細書により、申立人は、A社及びB社に継続して勤務し（平成8年5月1日にA社からB社に異動。）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から、15万円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、A社は、平成8年4月9日に全喪し、B社は、9年2月3日に適用事業所となっていることが確認できる。

しかしながら、商業登記簿によれば、B社は、平成8年4月\*日に法人になっていることが確認できるところ、申立人を含む事業主以下5人は、A社の全喪後も、引き続き、B社が新規適用となるまで従前の仕事に従事していた旨、死亡した1人を除く全員が証言している上、社会保険庁の記録においても、同社の新規適用時には申立人と事業主を除く3人の厚生年金保険被保険者資格の取得記録が確認できることから、A社及びB社はいずれも、申立期間③当時、厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該期間は適用事業所として記録管理されていない期間（A社は平成8年4月9日に全喪。B社は9年2月3日に新規適用。）であることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

4 申立期間④については、社会保険庁の被保険者記録照会回答票（資格画面）では、申立人の当該期間の標準報酬月額は、平成9年2月から10年9月までは18万円、同年10月から12年9月までは15万円、同年10月から16年8月までは17万円、同年9月から17年1月までは20万円とされている。

しかし、申立人から提出された給与明細書により、申立人は、平成9年2月から10年2月までは15万円、同年3月から同年5月までは18万円、同年6月から12年2月まで、同年9月及び同年12月は34万円、同年3月から同年5月まで、同年8月及び15年4月から17年1月までの期間は30万円、12年6月、同年7月、同年10月、同年11月及び13年1月から15年3月までの期間は32万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立人の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から、平成10年6月、同年8月、同年10月、同年11月、11年4月、同年9月、12年1月、同年2月、12年9月及び同年12月は34万円、同年3月から同年5月まで、同年8月及び15年4月から17年1月までの期間は30万円、12年6月、同年7月、同年10月、同年11月及び13年1月から15年3月までの期間は32万円とし、給与明細書の報酬月額から、10年7月、同年9月、同年12月から11年3月まで、同年7月、同年8月、同年10月及び同年11月は32万円、同年5月は24万円、同年6月及び同年12月は28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険庁で記録されている標準報酬月額が、上記期間の長期にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書の報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間④のうち、上記期間以外の期間については、給与明細書において確認できる保険料控除額から事業主が源泉徴収していたと認められる保険料額又は申立人の報酬月額それぞれの基づく標準報酬月額のいずれか低い方の額が社会保険庁の記録における標準報酬月額を超えないことから、記録を訂正する必要は認められない。

- 5 申立期間⑤については、社会保険庁の被保険者記録照会回答票(資格画面)では、申立人の当該期間の標準報酬月額は、いずれの月も22万円とされている。

しかし、申立人から提出された給与明細書により、申立人は、平成17年2月から同年6月までの期間は30万円、同年7月は28万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立人の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から、平成17年2月から同年6月までは30万円、同年7月は28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険庁で記録されている標準報酬月額が、上記期間について一致していないものの、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 愛知厚生年金 事案 2000

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成15年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年10月31日から同年11月1日まで

私は、平成15年7月1日にA社に入社し、同年10月31日まで継続して勤務していた。同年10月の保険料を納付したのに、同年10月31日資格喪失とされているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された給与明細一覧表及び労働者に関する報告書、申立人から提出された退職証明書並びに雇用保険の記録により、申立人は、同社に平成15年7月1日から同年10月31日まで勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細一覧表における厚生年金保険料控除額及び平成15年9月の社会保険庁のオンライン記録から、15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書により、事業主が平成15年10月31日を申立人の資格喪失日として届け出たことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 愛知厚生年金 事案 2001

### 第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、昭和62年6月5日であると認められることから、申立期間①に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正し、申立人のB社における資格喪失日は、平成元年9月12日であると認められることから、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和62年5月は19万円、63年3月から平成元年8月までは20万円とすることが妥当である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和62年5月30日から同年6月5日まで  
② 昭和63年3月21日から平成2年3月25日まで

私は、昭和60年7月から平成2年3月まで、A社及び後継会社のB社に勤めていたが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、複数の同僚の証言及び商業登記簿により、A社からB社に社名変更され、A社及びB社は同一事業主が経営する会社であることが確認でき、また、申立人はA社及びB社に継続して勤務していたことが推認されるが、社会保険庁の記録では、申立人は、昭和62年5月30日にA社の厚生年金保険の被保険者資格を喪失したとされている。

一方、社会保険庁の記録では、A社は、昭和62年8月12日付けで、同年5月30日にさかのぼって厚生年金保険の適用事業所ではなくなった旨の処理がなされているが、同日において、厚生年金保険の被保険者資格を喪失している者の記録によれば、申立人と同様、同僚5人が同社において被保険者資格を喪失し、同年6月5日にB社において被保険者資格を取得しており、申立期間①においてA社が適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和62年5月30日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、申立人の当該喪失処理に係る

記録は有効なものと認められないことから、申立人のA社における資格喪失日は、B社における被保険者資格取得日である同年6月5日であると認められる。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、昭和62年4月のA社における社会保険庁のオンライン記録から、19万円とすることが妥当である。

申立期間②について、同僚の厚生年金保険被保険者記録により、B社の最終被保険者の資格取得（平成元年8月1日）に係る届出が同年9月11日になされており、同日に申立人の資格喪失届が提出されていないことから、申立人は、同社に少なくとも同日まで勤務していたことが推認できるが、社会保険庁の記録では、申立人は、昭和63年3月21日に同社の厚生年金保険の被保険者資格を喪失したとされている。

一方、社会保険庁の記録では、B社は、平成元年12月6日付けで、昭和63年10月の定時決定をさかのぼって取り消し、平成元年12月7日付けで、昭和63年3月21日にさかのぼって厚生年金保険の適用事業所ではなくなった旨の処理がなされているが、同日において、厚生年金保険の被保険者資格を喪失している者の記録によれば、申立人と同様、同僚9人が同社において被保険者資格を喪失しており、そのほか、同僚9人が厚生年金保険の被保険者資格取得を取り消されているため、少なくとも申立期間②のうち、上記のとおり申立人が勤務していたと推認される平成元年9月11日までは、同社が適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和63年3月21日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、申立人の当該喪失処理に係る記録は有効なものと認められないことから、申立人のB社における資格喪失日は、同社における勤務が平成元年9月11日までは推認できるため、その翌日の同年9月12日であると認められる。

なお、申立期間②のうち、昭和63年3月から平成元年8月までの標準報酬月額については、昭和63年2月の社会保険庁のオンライン記録及び取消し前の同年10月の社会保険庁のオンライン記録から、20万円とすることが妥当である。

一方、申立期間②のうち、平成元年9月12日から2年3月25日までの期間について、申立人のB社における勤務実態及び厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は無い上、申立人は、同年1月から国民年金に加入し、同年1月から同年3月までの期間については、保険料納付の申請免除をしていることが確認できる。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②のうち、平成元年9月12日から2年3月25日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和41年1月6日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年1月6日から同年7月5日まで  
② 昭和42年12月30日から43年4月10日まで  
③ 昭和45年4月1日から同年6月1日まで  
④ 昭和45年9月から同年12月1日まで

申立期間①について、私は、A社に昭和41年1月から同年8月まで勤務していたが、厚生年金保険被保険者資格の取得日が同年7月5日とされているため、申立期間①は被保険者とされていない。

申立期間②は、B社に昭和42年12月から44年2月まで勤務していたが、厚生年金保険被保険者資格の取得日が43年4月10日とされているため、申立期間②も被保険者とされていない。

申立期間③は、C社に昭和45年4月から同年7月まで勤務していたが、厚生年金保険被保険者資格の取得日が同年6月1日とされているため、申立期間③も被保険者とされていない。

申立期間④は、D社に昭和45年9月から46年3月まで勤務していたが、厚生年金保険被保険者資格の取得日が45年12月1日とされているため、申立期間④も被保険者とされていない。

いずれの申立期間も、それぞれの事業所に勤務していたことは確かなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、昭和41年1月6日から同年2月13日までA社の厚生年金保険被保険者記録が確認できる者が、「私は、申立人と同じ日にA社に入社した。私はすぐに同社を退社したが、申立人は、その後も勤務していた。仕事内容は、申立人と同じであった。」と証言している。

また、申立期間①及びその前後の期間にA社における被保険者記録が確認できる同僚7人に確認し、このうち3人が入社時期を記憶しているところ、1人は自身が記憶している入社時期と社会保険庁に記録されている資格取得時期に1か月の開きがあるとしているものの、2人は入社時期と資格取得時期に開きはないとしている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、昭和41年1月6日からA社に継続して勤務し、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和41年7月の社会保険事務所の記録及び同僚の記録から1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行った否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間②について、社会保険事務所が保管している申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿及び厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人のB社における資格取得日はいずれの記録も昭和43年4月10日であることが確認でき、社会保険事務所の記録に不自然な状況は見当たらない。

また、申立期間②及びその前後にB社で厚生年金保険被保険者資格を取得している複数の者に照会したが、申立人が当該期間から同社に勤務していたとする証言は得られない上、資格喪失日が昭和41年8月1日である者が、それより後の同年10月に資格取得している者や短期間の在職者で、同社の被保険者記録が確認できない者を記憶していることから、申立期間②当時、同社では、入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いを励行していなかったことがうかがえる。

さらに、B社は、昭和46年10月に全喪している上、当時の事業主とも連絡が取れないため、申立てに係る事実を裏付ける証言を得ることはできず、ほかに、申立てに係る事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

申立期間③について、社会保険庁のオンライン記録によると、C社は昭和45

年6月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間③当時は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できるとともに、申立人及び同僚6人全員は、同社の新規適用日に資格取得し、申立期間③については厚生年金保険被保険者となっていないことが確認できる。

また、当該同僚6人中4人（残り2人は既に死亡。）に照会したところ、意見聴取できた2人（このうち1人はC社の当時の事業主。）は、いずれも、申立期間③当時、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなかったことを承知しているとともに、適用前の期間に給与から厚生年金保険料が控除されていたとする証言も無い。

申立期間④について、社会保険事務所が保管している申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿及び厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人のD社における資格取得日はいずれの記録も昭和45年12月1日であることが確認でき、社会保険事務所の記録に不自然な状況は見当たらない。

また、申立人のD社における厚生年金基金の記録は、社会保険庁の記録と一致している。

さらに、申立人は、「当時、D社では会社の規則で3か月の試用期間があり、その間は厚生年金保険の被保険者とはされなかった。」としているとともに、申立期間④及びその前後に同社で厚生年金保険被保険者資格を取得している複数の者に照会した結果、意見聴取できた9人中4人の同僚も、申立人と同様の証言をしていることから、申立期間④当時、同社では、入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いを必ずしも励行していなかったことがうかがえる。

このほか、申立期間②、③及び④について、申立人に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②、③及び④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人の標準報酬月額記録については、申立期間①のうち、平成16年12月から17年2月までは20万円、同年3月は22万円、同年4月は24万円、同年5月及び同年6月は22万円、同年7月から18年3月までは24万円、同年4月から同年8月までは26万円に訂正する必要がある。

また、申立期間①のうち、平成18年9月1日から19年4月1日までの期間については、申立人のA社における標準報酬月額の記録は、既に21年5月11日に9万8,000円から26万円に訂正され、当該期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない標準報酬月額と記録されているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料について、26万円の標準報酬月額に見合う保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和50年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月1日から19年4月1日  
② 平成17年7月11日  
③ 平成17年12月22日  
④ 平成18年7月7日  
⑤ 平成18年12月25日

私は、平成16年12月1日からA社で勤務している。

申立期間①については、私が保管している給与明細書に記載の保険料控除額に見合う標準報酬月額が社会保険庁に記録されている標準報酬月額より高いことが確認できる。

また、申立期間②から⑤については、賞与が支払われていたにもかかわらず

ず、社会保険庁にはその記録が無い。

したがって、これらの申立期間について、標準報酬月額及び標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

(当初申立てにおいては、平成16年12月1日から21年1月10日までの標準報酬月額及び上記申立期間②から⑤までに加え、19年6月28日、同年12月25日、20年6月30日及び同年12月25日の標準賞与額について、記録訂正を申し立てていたが、21年5月11日付けで、社会保険事務所の調査に伴い事業所が提出した厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届(報酬訂正)に基づく記録訂正がなされたため、申立期間を変更した。)

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、平成16年12月1日から18年9月1日までの期間については、A社から提出を受けた賃金台帳及び申立人から提出を受けた給与明細書(以下「賃金台帳等」という。)により、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなるところ、賃金台帳等において確認できる保険料控除額から、平成16年12月から17年2月までは20万円、同年3月は22万円、同年4月は24万円、同年5月は22万円、同年7月から18年3月までは24万円、同年4月から同年8月までは26万円とし、賃金台帳等において確認できる報酬月額から、17年6月は22万円とすることが妥当である。

申立期間①のうち、平成18年9月1日から19年4月1日までの期間について、社会保険庁の記録によれば、申立人の当該期間の標準報酬月額は、当初9万8,000円と記録されていたところ、社会保険事務所の事業主に対する調査の結果、政府の保険料徴収権が時効により消滅した後の21年5月11日付けで26万円に訂正されていることが確認できるが、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額にはならないこととされている。

しかし、当該期間(平成18年9月1日から19年4月1日まで)については、賃金台帳等における報酬月額及び保険料控除額に基づく標準報酬月額が26万円と確認できることから、当該期間の標準報酬月額を26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該期間の保険料の事業主による納付義務の履行につい

ては、事業主は、当該期間に係る報酬月額算定基礎届について手続を誤ったと認めていることから、事業主は、申立人に係る賃金台帳等において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②、③、④及び⑤については、賃金台帳等により、当該期間に係る厚生年金保険料を賞与から控除されていないことが確認できるほか、当該期間において申立人の主張する厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人の標準報酬月額記録については、申立期間①のうち、平成16年12月及び17年1月は15万円、同年2月は17万円、同年3月は18万円、同年4月は20万円、同年5月から同年7月までは18万円、同年8月から18年3月までは19万円、同年4月から同年8月までは20万円に訂正する必要がある。

また、申立期間①のうち、平成18年9月1日から19年4月1日までの期間については、申立人のA社における標準報酬月額記録は、既に21年5月11日に9万8,000円から20万円に訂正され、当該期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない標準報酬月額と記録されているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料について、20万円の標準報酬月額に見合う保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 58 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年11月4日から19年4月1日  
② 平成17年7月11日  
③ 平成17年12月22日  
④ 平成18年7月7日  
⑤ 平成18年12月25日

私は、平成16年11月から20年12月までA社で勤務していた。

申立期間①については、私が保管している給与明細書に記載の保険料控除額に見合う標準報酬月額が社会保険庁に記録されている標準報酬月額より高いことが確認できる。

また、申立期間②から⑤については、賞与が支払われていたにもかかわらず、社会保険庁にはその記録が無い。

したがって、これらの申立期間について、標準報酬月額及び標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

(当初申立てにおいては、平成16年11月4日から21年1月1日までの標準報酬月額及び上記申立期間②から⑤までに加え、19年6月28日、同年12月25日、20年6月30日及び同年12月25日の標準賞与額について、記録訂正を申し立てていたが、21年5月11日付けで、社会保険事務所の調査に伴い事業所が提出した厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届(報酬訂正)に基づく記録訂正がなされたため、申立期間を変更した。)

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、平成16年12月1日から18年9月1日までの期間については、A社から提出を受けた賃金台帳及び申立人から提出を受けた給与明細書(以下「賃金台帳等」という。)により、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、賃金台帳等において確認できる保険料控除額から、平成16年12月及び17年1月は15万円、同年2月は17万円、同年3月は18万円、同年4月は20万円、同年5月から同年7月までは18万円、同年8月から18年3月までは19万円、同年4月から同年8月までは20万円とすることが妥当である。

申立期間①のうち、平成18年9月1日から19年4月1日までの期間について、社会保険庁の記録によれば、申立人の当該期間の標準報酬月額は、当初9万8,000円と記録されていたところ、社会保険事務所の事業主に対する調査の結果、政府の保険料徴収権が時効により消滅した後の21年5月11日付けで20万円に訂正されていることが確認できるが、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額にはならないこととされている。

しかし、当該期間(平成18年9月1日から19年4月1日まで)については、賃金台帳等における報酬月額及び保険料控除額に基づく標準報酬月額が20万円と確認できることから、当該期間の標準報酬月額を20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該期間の保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該期間に係る報酬月額算定基礎届について手続を誤ったと認めていることから、事業主は、申立人に係る賃金台帳等において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料

(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成16年11月4日から同年12月1日までの期間については、賃金台帳等により、当該期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていないことが確認できることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を訂正する必要は認められない。

また、申立期間②、③、④及び⑤については、賃金台帳等により、当該期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていないことが確認できるほか、当該期間において申立人の主張する厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、申立人は、その主張する標準給与額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間①について、A社における資格喪失日に係る記録を昭和31年5月1日に、申立期間②について、B社における資格喪失日に係る記録を同年7月1日に、A社における資格取得日を同年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については同年4月は8,000円、同年6月及び同年7月は1万円、同年8月から32年7月までは1万2,000円、同年8月から33年2月までは1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

また、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年4月28日から同年5月1日まで  
② 昭和31年6月30日から33年3月10日まで

私は、A社に昭和29年3月に入社し、平成11年9月に退社するまで、同社に継続して勤務しており、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚は、「申立人はA社に入社以来継続して勤務していた。昭和31年に同社の本社からC支店に異動したが、その前にB社に一時期手伝いに行っていた。」と証言しており、そのうちの一人の同僚は、「32年1月1日に同社の本社からC支店に異動となり、同年に申立人と一緒に社内旅行に行った。」と証言している。

また、A社から提出された在籍証明書及び申立人が提出した勤続年数表彰状並びにC支店に異動した同僚の異動日及び申立人と同時期にB社に異動した同僚のB社での資格取得日が月の初日であることから判断すると、申立人は申

立期間①においてA社に継続して勤務し(昭和31年5月1日にA社からB社に異動。)、申立期間②においてA社及びB社に継続して勤務し(昭和31年7月1日にB社からA社に異動。)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和31年3月、同年5月及び33年3月の社会保険事務所の記録並びに同僚の記録から、31年4月は8,000円、同年6月及び同年7月は1万円、同年8月から32年7月までは1万2,000円、同年8月から33年2月までは1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間①の保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の申立期間①に係る保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立人に係る申立期間②の保険料の事業主による納付義務の履行については、B社の事業主が資格喪失日を昭和31年7月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年6月30日と誤って記録することは考え難い上、A社の事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者報酬月額算定基礎届も提出されているにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、B社の事業主は、同年6月30日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、また、A社の事業主は、33年3月10日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間②の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和33年8月1日）及び資格取得日（同年12月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年8月1日から同年12月1日まで

私は、昭和27年からA社に勤務していたが、33年\*月\*日に、当時、同社の代表取締役であった夫が亡くなったために、申立期間は同族代表として取引先の対応に追われていた。事故の前後も同社に勤務していたにもかかわらず、申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が空白になっていることは納得できない。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録では、申立人は、A社において昭和27年10月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、33年8月1日に資格を喪失後、同年12月1日に同社において再度資格を取得しており、同年8月から同年11月までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、複数の同僚及び親族の証言から判断すると、申立人は申立期間においてA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人が昭和33年11月\*日にA社の取締役就任しているのは、同年\*月に同社の代表取締役であった夫が他界したためであり、複数の同僚は、「申立人は、申立期間にA社を代表して取引先の対応に追われていたが、申立期間前と職務に変わり無く同社に勤務していた。」と証言している上、当該複数の

同僚には、いずれも申立期間において厚生年金保険の被保険者記録が継続していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和33年7月の社会保険事務所の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録のとおり資格喪失及び取得に係る届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 愛知厚生年金 事案 2007

### 第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は、昭和37年10月9日、資格喪失日は、38年1月10日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、2万2,000円とすることが妥当である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から38年1月10日まで

私の夫は、A社に昭和37年4月に入社し、38年1月9日まで継続して勤務していたのに、厚生年金保険被保険者記録が無いので、記録を回復し、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

A社の同僚(昭和37年10月17日被保険者資格取得、38年3月6日喪失。)は、「申立人は、自分と同じ37年10月にA社に入社し、翌年、自分より早く退社した。申立人とその妻は、同じ日に同社を退職し、寮から引っ越しした。」と証言している上、申立人の妻が提出した申立人あてのはがきによると、申立人は38年1月に同社の社員寮に住んでいたことが確認できること、及び申立人の妻の資格喪失日は同年1月10日であることから、申立人は、同社に37年10月に入社し、38年1月9日まで勤務していたことが認められる。

また、社会保険事務所が保管する申立人に係る厚生年金保険被保険者原票では、申立人は、昭和37年10月9日に資格取得、同日喪失とされているが、当該喪失手続に係る処理が、申立人の妻と同じ38年3月に行われたことが確認できることから、社会保険事務所の申立人に係る年金記録の管理が不適切であったものと認められる。

これらの事情を総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和37年10月9日に資格取得し、38年1月10日に資格喪失した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、厚生年金保険被保険者原票により、2万2,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和 37 年 4 月から同年 10 月 9 日までの期間については、同僚の証言から判断すると、申立人の A 社における当該期間の勤務は確認できない。

このほか、当該期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち、昭和 37 年 4 月から同年 10 月 9 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年1月から60年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年1月から60年9月まで

私は、申立期間は国民年金に加入し国民年金保険料を納付していたのに未加入とされている。海外に行っているところのような記録になると聞いたが、私は申立期間については長期間海外に行ったことなど無いので、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間は国民年金に加入し国民年金保険料を納付していたとしているが、申立期間当時の具体的な納付方法、納付金額等の記憶は明確ではない。

また、社会保険庁が保管する申立人の国民年金被保険者台帳によると、申立人は、申立期間直前の昭和49年8月から同年12月までの5か月間、国民年金に加入し、その後、50年1月に国民年金の資格を喪失したとの記載がみられるほか、上記5か月間の保険料については同年6月に過年度納付を行ったことが確認できる。

この資格喪失は、申立人が昭和50年1月に厚生年金保険被保険者となったことによるものであると考えるのが自然であり、申立人が所持する49年8月から同年12月までの保険料のみを過年度納付したことを示す社会保険庁の領収書の記載内容とも符合することから、50年1月での資格喪失は適正な記録であると考えられる。このため、申立人は、同年1月に厚生年金保険被保険者となった後、同年8月21日に同被保険者資格を喪失し、その後、申立人が国民年金の資格を再取得した形跡は少なくとも60年10月まではうかがえないことから、申立期間は国民年金に未加入であったものと推認される。

さらに、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうか

がわせる事情は見当たらず、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 愛知国民年金 事案 1897

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年5月から43年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年5月から43年1月まで  
結婚後、義父が私の国民年金任意加入手続をA町役場で行い、保険料を納付してくれていた。義父は亡くなっているため詳しいことは分からないが、申立期間について保険料の納付があったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は国民年金任意加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付に関与していないとしており、これらを行ったとする申立人の義父は既に死亡しているため、任意加入手続の時期及び申立期間の保険料の納付状況について確認することはできない。

また、A町保管の被保険者名簿には「昭和43年2月10日任意加入受付」との記載があることから、申立人の義父はこのころ申立人の任意加入手続を行ったものとみられるが、この手続時においても、申立人が39年8月まで勤めた会社を退職後に申立人の実父が行ったとする国民年金加入（強制加入）手続時に払い出された国民年金手帳記号番号が引き継がれている上、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人の夫は申立期間を通じて厚生年金保険被保険者であったことから、申立人にとって申立期間は任意加入の対象となる期間であり、制度上、昭和43年2月10日の任意加入手続時において、申立期間についてさかのぼって被保険者資格を再取得することはできず、同期間の保険料を納付することはできなかった。

加えて、申立人の義父が申立人の申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる関連資料（確定申告書、家計簿等）も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和57年9月から58年4月までの期間、59年7月から60年3月までの期間、63年5月、同年6月、平成4年9月及び同年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年9月から58年4月まで  
② 昭和59年7月から60年3月まで  
③ 昭和63年5月及び同年6月  
④ 平成4年9月及び同年10月

昭和54年ごろから、母親が病気がちで入退院を繰り返していた。そのため、健康保険証が必要で、会社を辞めた翌日に、区役所で国民健康保険に加入し、一緒に国民年金にも加入した。

詳細には何も覚えていないが、よく調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする申立人の妻も同期間における国民年金保険料の納付時期及び納付金額についての記憶は無いとしている。

また、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、申立人が申立期間当時から居住しているA市にも申立人の国民年金加入及び保険料の納付に関する記録は無い。

さらに、申立人は、その妻が昭和53年8月から厚生年金保険の被保険者であったことから、申立人にとって申立期間①及び②は国民年金については任意加入の対象となる期間であったほか、申立期間④については、このころ申立人は既に60歳を超えていたことから、高齢任意加入となる期間であった。しかし、申立人の国民年金加入手続を行ったとするその妻は、任意加入制度について知らないとしており、区役所で同制度の説明を受けたことも無いとしていることから、これらの期間について任意加入手続を行っていたとは考え難い。

加えて、申立人は申立期間以外にも未加入期間が散見される。

このほか、申立期間③については、申立人は国民年金第3号被保険者となり得たと考えられるが、申立人の妻は申立人を健康保険被扶養者としたことは無いとしていることから、申立人は同期間において第3号被保険者でもなかったものと推認できるほか、申立人の妻が申立人の当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年10月から46年2月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年10月から46年2月まで

私は、昭和45年11月、A市役所の窓口で国民年金の定額保険料を納付した際、女性職員（総合窓口）から付加年金への加入を勧められ、同年10月から3か月分の付加保険料1,200円を同時に納付し、その後の期間についても同額の保険料を46年3月に納付したはずである。このように、定額と付加の保険料を併せて3か月ごとに納付したのに、付加年金の加入記録が同年3月の1か月とされていることは納付できず、申立期間について付加保険料の納付があったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年11月に国民年金の付加保険料（当時は所得比例保険料）の納付の申出を行ったとしている。しかし、申立人が所持する国民年金手帳（40年7月発行で申立期間当時に使用していたもの）には、「所得比例保険料を納付する者となる申出」が46年3月15日に行われたことが記載されているほか、同国民年金手帳の昭和45年度の印紙検認記録欄にも、「所得比例46年3月から」と記載されており、申立人の付加保険料納付の申出は申立期間後の同年3月に行われたものと考えられる。

また、付加保険料は、納付の申出をした日の属する月から納付することができるとされていることから、昭和45年11月に申出を行って同年10月の付加保険料から納付したとする申立人の説明は不自然であるほか、納付の申出を行ったと記録されている46年3月の時点で、申立期間にさかのぼって付加保険料を納付することもできない。

さらに、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 愛知国民年金 事案 1900

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から50年3月まで

私は昭和48年5月から音楽講師を始め、しばらくしてからA市B区役所へ出向き、国民年金の加入手続をした。その際、20歳までさかのぼって未納期間の保険料を計算してもらい、その場でまとめて納付したことを記憶している。その時受け取った領収書は確定申告の際に提出してしまったため、保険料の納付を証明する書類は無いが、申立期間の保険料の納付があったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続の時期について、昭和48年5月に音楽講師を始めた後しばらくしてからとするのみで明確な記憶は無い。社会保険庁の国民年金手帳記号番号払出簿では、申立人の国民年金手帳記号番号は、53年1月にA市B区で払い出されたことが記載されており、申立人は住民登録の異動が無いなど、これ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。このため、申立人の国民年金加入手続は同年1月ごろに行われたものと推認される。一方、申立ては、加入手続時に過去の未納保険料を5年分納付したとの主張であることから、特例納付によるほか納付する方法は無いが、加入手続が行われたと推認される時点では特例納付は行われていない。

また、申立人は、20歳の時点までさかのぼって国民年金保険料を納付したはずであるとするのみで、納付したとする保険料額についての記憶は無い。

さらに、社会保険庁が保管する申立人の被保険者台帳（マイクロフィルム）には、昭和53年2月に昭和50年度及び51年度の国民年金保険料（保険料額3万円）を過年度納付したことが記載されている。申立人は、保険料をまとめ

て納付したのは1回のみとしていることから、申立人が記憶する保険料納付はこの過年度納付の際のものであったと考えるのが自然である。

加えて、申立人の国民年金加入手続が行われたと推認される時点では、申立期間の保険料は時効により納付することはできない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 愛知国民年金 事案 1901

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年8月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年8月から51年3月まで

私は昭和50年5月から音楽講師を始め、しばらくしてからA市B区役所へ出向き、国民年金の加入手続をした。その際、20歳までさかのぼって未納期間の保険料を計算してもらい、その場でまとめて納付したことを記憶している。その時受け取った領収書は確定申告の際に提出してしまったため、保険料の納付を証明する書類は無いが、申立期間の保険料の納付があったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続時に、20歳の時点までさかのぼって過去の未納保険料を4年以上納付したとの主張であることから、特例納付によるほか納付する方法は無い。一方、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期から、申立人の国民年金加入手続は、昭和54年4月ごろに行われたものと推認され、その時点は、第3回特例納付（実施期間は53年7月から55年6月まで）の実施期間中であるが、申立人は、納付したとする保険料額についての記憶は無いとしている。

また、社会保険庁が保管する申立人の被保険者台帳（マイクロフィルム）には、昭和54年4月に昭和51年度及び52年度の保険料を過年度納付したことが記載されているほか、53年度の保険料は現年度納付されており、このことから、申立人は、54年4月に51年度から53年度までの保険料（保険料額計約7万6,000円）を納付したことが確認できる。申立人は、保険料をまとめて納付したのは1回のみとしていることから、申立人が記憶する保険料納付はこの過年度納付及び現年度納付の際のものであったと考えるのが自然である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から同年9月まで

妻が昭和47年4月にA町役場で私の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年4月に、その妻がA町役場で国民年金の加入手続を行ったとしている。しかし、社会保険庁の国民年金手帳記号番号払出簿では、申立人の国民年金手帳記号番号は50年2月に同町で払い出されたことが記載されており、国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧調査しても、申立期間当時に同町で申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された記載は見当たらない。申立人が所持する年金手帳も49年11月から使用が開始された年金制度共通のものであるほか、申立期間当時に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。このため、申立人は、50年2月ごろに国民年金の加入手続を行ったものと推認され、申立期間当時は未加入であり、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

また、申立人は、申立期間後の昭和47年10月に厚生年金保険被保険者となっているが、これ以降も49年2月までは国民健康保険料と国民年金保険料を継続して納付していたと述べている。この点について、申立人は、47年10月から49年2月までの国民健康保険料は還付を受けたが、国民年金保険料は還付の手続を行わず、国民年金の資格喪失手続も行っていないとしている。しかし、申立人が申立期間当時からA町で国民年金に加入し続けていたのであれば、50年2月に、同町で国民年金手帳記号番号が再度払い出されることは無いと考えられるほか、納付をやめたとする49年3月以降も納付書が継続して送付されると考えられるところ、申立人にその記憶は無い。

さらに、申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 愛知国民年金 事案 1903

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から41年3月まで

私は、昭和36年当時、毎月10日前後に、自営業の事務所に来ていた国民健康保険料の集金人に勧められ、両親と共に国民年金に加入した。高校卒業後、家業の経理の一切を私が行っており、国民健康保険及び国民年金の保険料の納付も行っていたので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、婚姻前の昭和36年当時に国民年金の加入手続を行ったとしている。しかし、申立人の国民年金手帳記号番号は43年4月にその妻と連番で、A市B区において払い出されている。国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧調査しても、申立期間当時に、申立人の居住していた同区で国民年金手帳記号番号が払い出された記録は見当たらず、申立人は申立期間当時、転居したことは無いとしているなど、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、その両親と共に国民年金の加入手続を行ったとしている。しかし、社会保険庁の記録では、申立人の父親が国民年金に加入した記録は見当たらないほか、申立人の母親の国民年金手帳記号番号の払出時期は昭和41年2月と記録されており、申立人の記憶と相違する。

以上のことから、申立人の国民年金加入手続は昭和43年4月ごろに行われ、その際に36年4月にさかのぼって資格取得したものと推認され、申立期間当時は未加入であったことから、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

さらに、申立人の国民年金加入手続が行われたと推認される時点より前の昭

和 41 年度及び 42 年度の保険料は納付済みと記録されており、これは加入手続後に過年度納付又は現年度納付したものとみられる。加入手続が行われたと推認される時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付することができないが、昭和 41 年 1 月から同年 3 月までの保険料は、過年度納付することが可能である。しかし、申立人は過年度納付についての記憶が無いほか、国民年金手帳記号番号が連番で払い出された申立人の妻も資格取得（40 年 1 月）から 41 年 3 月までの保険料は未納であり、当該期間の保険料が過年度納付されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

加えて、申立人の母親の申立期間の国民年金保険料は納付済みと記録されている。これは、申立人の母親が加入手続（申立人の母親の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 41 年 2 月ごろ）後に、昭和 39 年度以前の保険料を過年度納付及び特例納付したものとみられるが、申立人は、自身の保険料を特例納付した記憶は無いとしている。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 愛知国民年金 事案 1904

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年5月から37年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年5月から37年5月まで  
私の国民年金の加入手続は母親が行い、保険料は自分で納付していた。20歳から保険料を納付していたと思うので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁が保管する国民年金手帳記号番号払出簿では、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和37年6月に払い出されたことが記載されている。申立人は、申立期間当時から38年2月に婚姻するまで転居したことは無いとしており、申立期間時代に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、社会保険庁が保管する申立人の被保険者台帳（マイクロフィルム）には、申立人の国民年金の資格取得日は昭和37年6月2日と記載されている。

以上のことから、申立人の国民年金加入手続は昭和37年6月に行われ、その際に、加入手続した同月をもって資格取得としたものと推認される。このため、申立期間当時には加入手続が行われていなかった上、申立期間は資格取得前の無資格期間であり、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続はその母親が行ってくれたとしており、申立人自身は加入手続に関する記憶は無く、母親が死亡しているため、加入手続の詳細について確認することはできない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案 2008

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年10月ごろから36年4月ごろまで

私は、申立期間にA社で勤務しており、当時の採用責任者であったB氏から在籍について確認できると思うので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶している同僚の証言等から、期間は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立期間に厚生年金保険の被保険者資格を取得した同僚二人は、申立人を記憶しておらず、そのうちの一人は、入社と同時に被保険者資格を取得した記憶は無いと証言している上、他の一人は、当時は被保険者資格を取得していない社員も勤務していた旨証言している。

また、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、昭和32年1月1日から38年2月2日までの間に申立人の名前は無く、この間に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

さらに、A社は申立期間当時の人事記録、賃金台帳等を保存しておらず、このほか、申立てに係る事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年8月30日から同年10月1日まで  
② 昭和34年6月1日から44年7月1日まで  
③ 平成元年3月28日から5年5月21日まで

私は、昭和19年2月にA社へ入社し、同年3月から20年9月末までB県に所在する同社のC支店で勤務していたが、申立期間①の厚生年金保険被保険者記録が無い。

私は、申立期間②にD社で勤務していたが、申立期間②の厚生年金保険被保険者記録が無い。

私は、E社に昭和44年7月から65歳(平成5年)になるまで勤務していたが、申立期間③の厚生年金保険被保険者記録が無い。

このため、上記の申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、当該期間にA社のB県に所在するC支店に勤務していたと主張するが、同社は、当時の関係書類を保存しておらず、申立人については不明と回答していることから、申立人の同社における勤務実態について確認することができない。

また、申立人と同じA社C支店に勤務していた同僚は、「終戦になって、会社から社員は地元に戻るよう指示を受けた。このため、みんな昭和20年8月20日ごろから月末にかけて帰って行った。同年9月以降、支店に残った社員は、残務処理を行う社員だけだった。」と証言し、B県に隣接するF県に所在する同社のG支店に勤務していた同僚も、「終戦後、会社から地元に戻るよう指示され、同年8月末には地元に戻っていた。」と証言してお

り、これらの証言内容は具体性があり、文献の内容とも符合することから、終戦後は、残務処理を行う一部の社員を除き、ほとんどの社員は地元へ戻った状況がうかがわれる。

さらに、申立人から聴取しても、当該期間にA社C支店に勤務したことをうかがわせる周辺事情について、具体的な証言を得られない。

2 申立期間②については、法人登記簿謄本によれば、申立人は昭和33年12月から38年2月までD社の役員であったことが確認できる。

しかし、社会保険事務所の記録によれば、D社は昭和43年8月21日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該適用日より前の期間は適用事業所でない上、社会保険事務所が保管する同社の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、当該適用日以降の期間(同年8月21日から44年7月1日まで)に申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

また、申立人は、当該期間中の昭和41年4月から44年6月まで国民年金に加入し、保険料を納付していることが確認できる。

さらに、D社は、平成8年6月\*日に解散しており、貸金台帳等関係資料を確認することはできず、同社の事業主も既に死亡していることから、申立人に係る証言を得ることもできない。

3 申立期間③については、申立人は、昭和44年7月1日から申立期間を含む平成5年5月20日までE社に勤務していたと主張するが、社会保険庁のオンライン記録には、申立人が同社の被保険者資格を喪失した翌日の元年3月29日に申立人の健康保険証が返納されたことが記録されており、事業主は申立人に係る厚生年金保険の資格喪失届を提出したものと認められる。

また、申立人は、社会保険庁のオンライン記録によれば、60歳になった昭和63年\*月に年金の裁定請求手続を行い、平成元年4月から老齢年金を受給しており、当時の在職老齢年金受給者は、年金の支給額が8割から2割となるが、申立人には減額された記録は確認できない。

4 このほかに、申立てに係る事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び③について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年2月23日から57年4月28日まで  
② 昭和57年4月28日から同年10月5日まで  
③ 昭和57年10月5日から62年4月20日まで

私は、申立期間①(A社)、申立期間③(B社)のいずれの期間においても、総額40万円(手取り25万円)程度の給与を受け取っていたが、社会保険事務所の標準報酬月額はこの給与よりも低いように思うので調査してほしい。

また、申立期間②は、A社を退職後、あまり間を空けることなく、B社に勤務したが、空白期間が生じており、納得できない。当該期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、A社において厚生年金保険被保険者記録がある申立人を含む全被保険者(12人)の標準報酬月額を調査したところ、申立人の当該期間における標準報酬月額は20万円であるところ、申立人と同じ職種であったとされる同僚の標準報酬月額は24万円であり、ほぼ同額であることが確認でき、申立人の標準報酬月額のみが同僚の扱いと異なり低額であるという事情は見当たらない上、当時の同僚は、「自分の給与は24万円程度であったので、社会保険庁の記録に間違いがあるとは思っていない。」と証言している。

また、申立期間③については、B社において厚生年金保険被保険者記録がある申立人を含む全被保険者(28人)の標準報酬月額を調査したところ、同

社において申立期間当時、最も高い標準報酬月額が24万円であることが確認できる上、申立人の標準報酬月額は18万円から20万円であり、申立人の標準報酬月額のみが同僚の扱いと異なり低額であるという事情は見当たらない上、当時の同僚は、「当時の給与は、おおむね18万円から20万円程度であった。」と証言している。

このため、申立期間①及び③に係る申立人の標準報酬月額については、A社及びB社共に特段の不自然さは認められない。

さらに、A社は昭和57年4月28日に全喪しており、B社は、当時の書類は廃棄した旨回答していることから、いずれも賃金台帳等を確認することはできず、ほかに申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び③について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立期間②については、A社は昭和57年4月28日に全喪していることが確認できる上、B社は、当時の書類は廃棄した旨回答しており、人事記録や賃金台帳等を確認することはできず、当該期間に同社の厚生年金保険被保険者資格を取得した同僚は連絡先不明のため、当時の勤務実態について証言を得ることもできない。

また、B社の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、当該期間に申立人の名前は無く、この間の健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

さらに、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる資料は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 7 月 4 日から 35 年 3 月 1 日まで

私は、申立期間にA社B支店又はC社D支店で働いた記憶(先にA社で働いたように思う。)があるのに、厚生年金保険被保険者記録が無いことに納得できない。

両社を調査して、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 A社については、申立期間に同社の厚生年金保険被保険者記録がある上司が申立人を記憶していることから、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所の記録によれば、A社は昭和 34 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該適用日より前の期間については、適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、A社は、当時の関係資料を保存しておらず、当時の事業主も既に死亡していることから、申立人の勤務した期間及び厚生年金保険の被保険者であったか否かについて確認することができない。

さらに、申立人が提出した写真に写っているA社の同僚4人には厚生年金保険被保険者記録が無いことから、同社では、必ずしも社員全員が厚生年金保険の被保険者資格を取得していなかった状況がうかがえる。

加えて、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)には、同社が厚生年金保険の適用事業所となった日以降の期間に申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も

無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

- 2 C社については、同社の商業登記簿に記載されている業務目的と申立人が記憶している仕事の内容が符合することなどから、同社に勤務していたことはいくらかがわかる。

しかし、C社の当時の商業登記簿は保存期限経過のため廃棄されていることから、申立人が勤務していたとする同社D支店は、登記上、設置されていたことを確認できない上、社会保険事務所の記録によれば、同社は、昭和33年5月28日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該適用日より前の期間については、適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、C社は、当時の関係資料を保存していないため、申立人については不明としており、申立人の勤務した期間及び厚生年金保険の被保険者であったか否かについて確認することができない。

さらに、C社の被保険者名簿には、同社が厚生年金保険の適用事業所となった日以降の期間に申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

- 3 このほか、申立人が申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案2012

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年1月29日から平成14年11月1日まで  
申立期間の標準報酬月額は、支給された報酬月額と明らかに相違している。その差額は最大2倍超であり、納得がいかない。  
申立期間の標準報酬月額を実際の報酬月額に見合ったものに訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間に係る給与明細書(昭和41年3月から同年5月まで、同年7月から同年10月まで、同年12月、42年5月から43年3月まで、同年10月、61年1月、平成2年1月から3年12月まで、7年1月から10年12月まで、12年1月から同年12月までの期間及び14年1月から同年12月までの期間)に記載された報酬月額によると、申立人が主張するとおり、当該報酬月額に見合う標準報酬月額は、社会保険事務所に記録されている標準報酬月額よりも高い額になることが確認できる。

しかし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなるところ、申立人から提出された給与明細書に記載された保険料控除額から算出した標準報酬月額は、社会保険事務所に記録されている標準報酬月額と一致していることが確認できる。

一方、申立期間のうち、申立人から給与明細書が提出されていない期間につ

いては、申立人の主張する報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料や周辺事情が無い上、前述の当該期間の前後の給与明細書が提出されている期間の標準報酬月額に係る記録の状況から判断して、当該期間においても、申立人は、社会保険事務所に記録されている標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたものと推認される。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

- 1 申立人は、申立期間①、②及び③に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。
- 2 申立人は、申立期間④について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年4月1日から36年12月21日まで  
② 昭和37年6月1日から39年8月1日まで  
③ 昭和39年11月4日から43年1月21日まで  
④ 昭和39年8月から同年11月の間で3か月ぐ  
らい

申立期間①、②及び③について、社会保険庁の記録では脱退手当金を受給したととされているが、受給はしていない。

申立期間④について、A社には、昭和39年8月から同年11月にかけて3か月ほど勤務したが、厚生年金保険の被保険者記録が無い。

申立期間①、②、③及び④について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人のB社に係る被保険者原票には脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間①、②及び③のすべての期間について脱退手当金の計算の基礎とされており、支給額に計算上の誤りが無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立期間①、②及び③の事業所に係る厚生年金保険手帳記号番号払出簿の申立人の氏名は昭和44年1月\*日に旧姓から新姓に変更されており、当該期間の脱退手当金が43年12月17日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間①、②及び③に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

2 申立期間④について、A社は昭和40年8月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間について、同社は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが認められる。

また、A社の新規適用時に厚生年金保険の被保険者資格を取得している者で、当該期間当時に同社に勤務していたと証言している同僚は、当該期間には国民年金に加入している。

さらに、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無く、保険料控除に係る申立人の記憶も曖昧である。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案2014

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年5月から19年12月まで

私は、学校卒業後、A国に所在するB社C支店に入社した。昭和19年12月に退職するまで、同社の研修所において勉強をしていたが、当時、厚生年金保険をかけるようになったと聞いた覚えがあることから、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された写真及び同期生名簿並びに当該名簿に記載される複数の同僚の証言により、申立人が申立期間においてB社C支店に勤務していたことは推認できる。

しかし、当時の厚生年金保険（労働者年金保険）の適用される区域は「内地」である日本国内に限られ、「外地」であるA国において勤務した期間については、厚生年金保険の適用が無かったと判断できる。

また、申立人の給与からの厚生年金保険料の控除に関する記憶も曖昧であり、厚生年金保険・健康保険被保険者証の交付などについても覚えが無いとすることから、申立人について、申立てに係る事業所での厚生年金保険の被保険者資格取得があったとする事情はうかがえない。

さらに、申立人の勤務について証言する同僚についても、B社C支店での申立期間における厚生年金保険被保険者記録を確認することができず、うち1人から、同社での勤務については、外地であるため厚生年金保険の適用が無いことを昭和20年代前半には確認していた旨証言がある。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 8 月 5 日から 47 年 11 月 1 日まで  
昭和 45 年 7 月に A 社が倒産して、すぐに B 社に移って勤務したので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が名前を挙げた A 社の元事業主であり、現在の B 社の会長の証言から判断して、申立人は、申立期間に同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、元事業主は、「A 社は、申立人が原因で倒産したため、新たに B 社を設立したが、その際、申立人は同社に在籍させたものの、責任を取らず意味もあって、自分と同様に、2 年ほどすべての社会保険の資格を喪失させた。」と証言している。

また、雇用保険の被保険者資格の取得日は昭和 47 年 11 月 1 日となっており、厚生年金保険の資格取得日と一致している上、上記元事業主の証言内容とも符合する。

さらに、B 社に係る社会保険事務所の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、昭和 45 年 7 月 10 日から 47 年 11 月 1 日までの間に申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も見られない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 46 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 5 年 4 月 1 日から同年 6 月 1 日まで  
② 平成 5 年 6 月から 8 年 2 月まで

申立期間①について、学校の紹介で就職したので、平成 5 年 4 月 1 日から厚生年金保険被保険者資格を取得していたはずである。

申立期間②について、求人票には 18 万円と記載されていて、実際は手当込みで約 20 万円を確実にもらっていたが、不自然に交通費が高かった。標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の記録により、申立人が平成 5 年 4 月 1 日に A 社に入社したことは確認できる。

しかし、A 社は、平成 10 年 8 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、商業登記簿上は存続しているものの、営業の実態は無く、元事業主も死亡しており、申立人の勤務実態、厚生年金保険の取扱い等は確認できない上、同社から営業権を譲渡された B 社は、当時の社会保険のことは分からないとしている。

また、「平成 5 年 4 月に申立人と同期入社した。」と証言する複数の同僚は、申立期間①の厚生年金保険被保険者記録は無い上、平成 2 年 9 月に入社した同僚は、「会社から社会保険に当初は入らないと説明を受けた。」と証言しているところ、同人の同年 9 月及び同年 10 月の給与支払明細書によれば、厚生年金保険料が給与から控除されていないことが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間①に国民年金に加入し、保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立期間②について、A社において厚生年金保険被保険者記録を確認できる2人の同僚から提出を受けた給与支払明細書（平成2年11月から8年9月までの期間及び平成7年6月、同年7月、同年11月から8年10月まで）によれば、当該給与支払明細書で確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険庁に記録されている標準報酬月額は一致する。

また、A社の複数の同僚の標準報酬月額と申立人の標準報酬月額との間に特段の差異は認められない。

このほか、申立期間②において、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案 2017

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 4 月から同年 9 月まで

私は、求人票によると社会保険に加入している会社であると職業安定所の職員に言われ、A社に就職した。会社の給与関係はB社が行っていた。入社5か月後に、閉鎖に伴う同社への異動の話があったが断り、職業安定所の紹介で次の会社に就職した。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社は、昭和29年9月20日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主も既に死亡しているため、申立人に係る勤務実態、厚生年金保険の取扱い等について確認できない。

また、申立ての事業所に係る同僚及び申立期間に厚生年金保険被保険者記録が認められる同僚は、「申立人がA社に勤務していたという記憶は無いが、女性事務員が常に1人いた。2、3人程女性事務員が入れ替わったことは記憶があるが、その期間は分からない。」と証言しているところ、同社において、女性の厚生年金保険被保険者は確認できないことから、当時、同社では、女性は厚生年金保険被保険者の資格を取得させない取扱いであったものと推認される。

さらに、申立期間について、社会保険事務所におけるA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿(資格取得者7人)には、申立人の名前は無く、健康保険整理番号の欠番も無いなど、社会保険事務所の事務処理に不自然な点は認められない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年9月1日から32年1月1日まで

私は、昭和29年4月9日にA社に入社後、同年10月ごろに同社B支店に異動となり、31年12月末まで勤務していた。

しかし、私のA社における厚生年金保険被保険者記録によると、資格取得日が昭和29年4月9日、資格喪失日が同年9月1日とされており、B支店に異動した後の期間については被保険者記録が無い。

A社B支店に勤務していたことは確かであり、そのことを証言してくれる同僚もいるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶しているA社B支店の同僚は、「申立人がB支店に勤務していた記憶はある。」としているものの、その具体的な時期は覚えていない上、「B支店は、申立期間当時に新たに設置され、事務員もおらず、給与計算や社会保険手続などの事務はすべて本社が行っていたため、申立人をはじめとする同支店の職員が厚生年金保険の被保険者とされていたかどうか分からない。」としている。

また、申立人が記憶している当該同僚のほか、申立期間にA社B支店における厚生年金保険被保険者記録が確認できる者のうち、5人の同僚にも聴取したが、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる証言を得ることはできなかった。

さらに、A社が保管している同社B支店に係る「従業員名簿」には、同支店の従業員の厚生年金保険被保険者資格の得喪状況が記録されているが、当該名簿で確認できる申立人を含む12人全員の被保険者資格の取得日及び喪失日は、

社会保険庁の記録と一致していることが確認できる。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる資料は無く、ほかに申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案2019

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年4月18日から33年5月1日まで

私が勤務していたA社は、昭和31年4月\*日に設立され、同日に厚生年金保険の適用事業所となったが、私の同社に係る厚生年金保険被保険者記録によると、資格取得日が33年5月1日とされ、申立期間は被保険者とされていない。

しかし、私は、A社の設立時から役員になっており、事務員としても勤務し、社会保険関係事務も自分が担当していた。他の社員同様に、給与から厚生年金保険料を控除されていたはずであるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社の商業登記簿謄本によると、同社は厚生年金保険の新規適用日である昭和31年4月\*日に設立され、申立人が設立時から役員であったことが確認できるとともに、申立人は、同社の健康保険厚生年金保険適用時における被保険者数や適用事業所の要件を満たすために、実際には勤務していない名目上の社員を被保険者として届け出たとする内実などを承知していることから、申立人が申立期間に同社に勤務し、社会保険関係事務に関与していたことが推認できる。

しかし、社会保険事務所の記録によると、申立人が昭和33年5月1日に健康保険整理番号\*番で資格取得するまでの間に、健康保険整理番号に欠番は無い上、申立人の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は、同年4月から同年5月にかけて払い出されたものであることが確認でき、申立人の資格取得に係る社会保険事務所の記録に不自然さはうかがえない。

また、A社は既に全喪している上、同社の事業主及び同僚とも連絡を取ることができず、申立人の申立期間における保険料控除に係る証言を得ることはで

きない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、申立期間において、申立人は、A社の役員であった上、同社における社会保険の事務処理を現在の夫である代表取締役と共に担当していたと認められ、申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていたとしても、「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律」第1条第1項ただし書の規定により、当該事業主が当該義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合に該当すると認められることから、申立期間については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

## 愛知厚生年金 事案2020

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の被保険者資格喪失日に係る記録訂正を認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年3月21日から2年1月1日まで

私は、A社の事業主であった。同社は平成2年1月に、元年3月21日付けで全喪しているが、同社に係る元年3月分から同年12月分までの納入告知書・領収証書により、当該期間に厚生年金保険料を納付していたことが確認できるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録によると、申立人は、昭和36年11月1日から平成元年3月21日まではA社、同年3月22日から2年9月1日まではB社の厚生年金保険被保険者とされているが、申立人は、「申立期間はB社に勤務していたものの、A社の事業主として、自分の厚生年金保険料を社会保険事務所に納付していた。」と主張しており、申立人から提出されたA社に係る納入告知書・領収証書(元年3月分から同年12月分)及び申立期間当時に使用されていた帳簿の写しにより、申立人が申立期間に係る保険料を社会保険事務所に納付していたことが確認できる。

しかし、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人は、平成2年1月19日付けで元年3月21日にさかのぼってA社を全喪させ、同日に自身の被保険者資格を喪失させたものであることが確認できるとともに、B社における被保険者資格についても2年1月22日付けで元年3月22日にさかのぼって取得しており、これらの手続は同時期に行われていたことが確認できる。

また、A社の商業登記簿謄本によると、申立人は同社が設立された昭和36年11月\*日から解散した平成元年9月\*日まで、代表取締役であったことが確認できるとともに、申立人も社会保険関係事務は自らが行っていたとしている

上、社会保険事務所の記録によると、申立期間の同社の被保険者は申立人のみであることから、申立人は同社の代表取締役として、B社における被保険者資格の取得日に合わせてA社をさかのぼって全喪させ、自らの被保険者資格もさかのぼって喪失させたことがうかがえる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、社会保険事務の執行に当たっていた申立人が自らの資格喪失日に係る訂正処理に関与しながら、当該処理が有効なものではないと主張することは、信義則上、許されず、申立人の厚生年金保険の被保険者資格喪失日に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案2021

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 45 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年3月から同年5月まで  
② 平成8年4月から同年9月まで  
③ 平成8年10月から9年3月まで  
④ 平成9年4月から11年11月まで  
⑤ 平成12年8月14日から同年8月31日まで  
⑥ 平成13年2月から同年6月まで  
⑦ 平成13年7月から同年10月まで

私が契約していた事業所であるA社、B社、C社、D社、E社及びF社が厚生年金保険の加入手続を行わなかったのか、社会保険庁において記録が無くなってしまったのかは分からないが、私の厚生年金保険被保険者記録が無いことに納得ができないので、調査の上、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社の回答及び雇用保険の記録から、申立人が同社に勤務していたことは確認できる。

しかし、A社は、「申立人が、当該期間に契約社員として勤務していたことは確認できるが、資料が保存されていないことから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得状況は不明である。」と回答している。

また、当該期間についてA社の厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚は、いずれも申立人について記憶が無いと証言しており、勤務先も異なることから、申立人の同社における厚生年金保険の被保険者資格取得手続の取扱いについて確認できない。

さらに、社会保険庁のA社に係る厚生年金保険被保険者記録によると、申立期間において整理番号に欠番は無く、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

申立期間②について、B社の回答及び雇用保険の記録から、申立人が同社に

勤務していたことは確認できる。

しかし、B社が保管する支給控除一覧表によると、申立人の給与からは当該期間に係る厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、社会保険庁の記録によると、B社は、平成9年9月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間②当時は適用事業所ではないことが確認できる。

申立期間③について、申立人から提出のあった給与明細書により、平成8年12月から9年3月までC社に勤務していたことが確認できる。

しかし、当該給与明細書によると、申立人の給与からは厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

申立期間④について、申立人はD社からの派遣社員として3か所の事業所において勤務したとしているが、同社は、当該期間当時の資料は保存されておらず、申立人の勤務状況及び厚生年金保険に係る取扱いについては不明である旨回答している。

また、D社において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚からも、申立人の当該期間における同社での勤務実態に係る証言は得られない。

申立期間⑤について、申立人が所持している雇用契約書により、申立人が当該期間においてE社に勤務していたことが確認できる。

しかし、当該雇用契約書によると、当該契約期間については、厚生年金保険の被保険者として適用除外となっていることが確認できる。

また、E社は、当該期間当時の資料は保存されておらず、申立人の勤務状況及び厚生年金保険に係る取扱いについては不明である旨回答している。

申立期間⑥について、F社が保管する出勤簿により、申立人が当該期間において同社に勤務していたことは確認できる。

しかし、F社が保管する賃金台帳によると、申立人の給与からは当該期間に係る厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

申立期間⑦について、雇用保険の記録により、申立人が申立期間の一部においてC社に勤務していたことは確認できる。

しかし、C社から提出のあった賃金台帳によると、申立人の給与からは当該期間に係る厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

加えて、申立期間②から⑦について、申立人は、「国民年金の申請免除を受けている間は厚生年金保険の被保険者ではなかった。」と証言しており、社会保険庁の記録によると、申立人は、当該期間において国民年金の申請免除を受けていることが確認できる上、国民健康保険に加入していたことが確認できる。

このほか、すべての申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から⑦に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案2022

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月1日から38年4月1日まで

私は職業安定所の紹介で、昭和37年4月からA社の保養所に管理人夫婦と共に住み込みで勤務した。

しかし、厚生年金保険被保険者資格取得日が昭和38年4月1日とされているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A健康保険組合によると、同組合が運営していた保養所は昭和42年6月に閉鎖しており、当時の資料は保管されていないと回答しているが、A社B支店から提出された人事記録によれば、申立人は、37年4月16日から38年6月15日までA健康保険組合の保養所で勤務していたことが認められる。

しかし、社会保険事務所の記録によると、A健康保険組合及び同組合の当該保養所は申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

また、A社B支店が保管する厚生年金保険被保険者資格取得届確認通知書によれば、申立人に係る資格取得日が昭和38年4月1日であることが確認できるところ、この記録は、社会保険事務所が保管している申立人に係る厚生年金保険被保険者記号番号払出簿及び厚生年金保険被保険者原票の申立人の資格取得日と一致するとともに、記号番号の払出日は同年4月18日であることが確認でき、社会保険事務所の記録に不自然な状況は見当たらない。

さらに、A社B支店の保管する厚生年金保険被保険者資格取得届確認通知書によれば、申立人が一緒に勤務したとする管理人夫婦については、夫は、申立人と同日の昭和38年4月1日に被保険者資格を取得しているものの、妻は、同社同支店における厚生年金保険被保険者記録は確認できないところ、当該管

理人夫婦の連絡先は不明であり、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について証言を得ることはできない。

加えて、申立人が申立期間中に診療を受けたとする病院には、診療記録が残っていない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案 2023

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年4月1日から33年1月1日まで  
私は、昭和29年4月1日から34年11月16日までA社B支店に勤務していたが、厚生年金保険の記録を確認したところ、申立期間については厚生年金保険の記録が無く、空白となっていることが分かった。保険料控除が証明できる資料は無いが、同社に継続して勤務していたことは確かなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から判断して、申立人は、申立期間にA社B支店に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は、「当時の社員名簿及び退職者台帳に申立人の名前は無い。正社員としては在籍していなかったと考えられる。申立期間については、支店での雇用であったと考えられる。支店での雇用の場合、健康保険と雇用保険のみ加入させ、厚生年金保険には加入させない取扱いであった。」と回答している。

さらに、別の複数の同僚は、「申立人はA社の採用ではなく、支店採用であった。」と回答している。

加えて、社会保険事務所が保管している申立人に係る厚生年金保険被保険者番号払出簿及び厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の資格取得日は、いずれの記録も昭和33年1月1日であるとともに、被保険者番号の払出日は、同日であることが確認でき、社会保険事務所の記録に不自然な状況は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 37 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年8月1日から3年8月1日まで  
② 平成12年10月1日から13年10月1日まで

私はA社の標準報酬月額に不安があったため、同社に求めた賃金台帳（平成元年6月分から14年3月分まで）を持参し社会保険事務所に相談したところ、申立期間①における随時改定では標準報酬月額は28万円であるが30万円の誤りであり、申立期間②における定時決定では標準報酬月額は34万円と記録されているが36万円の誤りであると指摘を受けた。正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人から提出された賃金台帳で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、社会保険庁に記録された標準報酬月額と一致していることが確認できる。

また、B厚生年金基金から提出された報酬月額変更届及び加入員給与月額算定基礎届により、申立人に係る同厚生年金基金の記録は、社会保険庁の記録と一致していることが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、申立人は、賃金台帳の5月から7月までの3か月間の総支給額を合計し、3で除した額に見合う標準報酬月額は、申立期間①は30万円、申立期間②

は36万円に該当することから、標準報酬月額の変動について疑問があると主張しているが、これについて事業主は、「A社は4月昇給であるところ、4月に昇給された賃金が支払われておらず、5月分給与から昇給された賃金に改定し、それに加えて4月の昇給分を昇給直後の5月に支給している。」としている。

また、申立期間①に係る平成2年分の賃金台帳によると、昇給月の4月については昇給されていないものの、5月に固定的賃金が1万円増額しており、併せて1万円の手当が加算されていることが認められる上、B厚生年金基金加入員給与月額変更届によると、同年5月から同年7月までの3か月間の総支給額から本来4月分として支払われるべき1万円を控除した額を3で除した額を基に決定した標準報酬月額を届け出ていることが確認できる。

さらに、申立期間②に係る平成12年分の賃金台帳によると、申立期間①と同様に、昇給月の4月については昇給されていないものの、5月に固定的賃金が2,000円増額しており、併せて2,000円の手当が加算されていることが認められる上、B厚生年金基金加入員給与月額算定基礎届によると、同年5月から同年7月までの3か月間の総支給額から、本来4月に支払われるべき2,000円を控除した額を3で除した額を基に決定した標準報酬月額を届け出ていることが確認できる。

これらのことから、社会保険事務所が申立人から当該申立てを受理した際に、上記の昇給分の控除等を踏まえずに、申立人の標準報酬月額について指摘していたことがうかがわれるものの、上記のとおり、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録に不自然な状況は認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び③について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立人は、申立期間②、④及び⑤について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年8月から43年5月まで  
② 昭和43年11月1日から44年8月16日まで  
③ 昭和44年3月から46年7月1日まで  
④ 昭和46年7月1日から55年8月21日まで  
⑤ 昭和56年1月6日から58年9月1日まで

申立期間①及び③について、私は、A社で働いていたが、厚生年金保険の被保険者記録が無いので、当該期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。また、同社において厚生年金保険の被保険者記録がある申立期間②、④及び⑤について、報酬より低い等級で標準報酬月額が記録されている。申立期間②では、社会保険庁の記録は標準報酬月額が4万2,000円であるが、給与の総支給額は3倍の15万円は支給されていた。申立期間④及び⑤では、給与の総支給額は35万円はもらっていた。給与明細書等の証明するものは無いが、申立期間②、④及び⑤について、調査をして記録を訂正してほしい。

(申立期間③のうち、昭和44年3月から同年8月16日までは、申立人にA社において厚生年金保険の被保険者記録があり、43年11月1日に資格取得、44年8月16日に資格喪失している旨伝えしたが、申立人は、「43年6月から44年2月までは家業のB社で勤務しており、同年3月からA社に入社したので同年3月から46年7月1日までを申立期間としたい。事業主か社会保険事務所の手続誤りなので、調査してほしい。」としているため、申立人の主張どおりの申立内容とした。)

### 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①及び③について、当該期間において厚生年金保険の記録がある複数の同僚に聴取するも、「申立期間①に申立人が在籍していたかは不明。」と回答していることから、申立人の申立期間①におけるA社の勤務について確認することはできないが、申立人が同居していたとする同僚は、「自分が結婚した昭和45年3月時点で、申立人はA社に勤務していたと思う。」と証言していることから、申立人は、期間は不明ながらも、申立期間③に同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、A社は、既に平成8年3月12日に全喪しており、商業登記簿により、同社が同年6月\*日に解散していることが確認できる上、事業主は、「倒産した時、資料は処分して無いため、申立人の厚生年金保険の加入の事実は確認できない。」と回答しており、申立期間①及び③の勤務実態及び厚生年金保険に係る取扱いを確認できる資料を得ることはできない。

また、社会保険事務を任されていた社会保険労務士事務所にも、当時の関連資料は保存されていないため、申立てに係る事実を確認することはできない。

さらに、申立人の雇用保険の記録によると、A社で昭和43年10月1日に資格取得し、44年8月15日に離職、その後、46年7月10日に再度資格取得していることが確認でき、同社における厚生年金保険の被保険者記録とおおむね一致している上、申立人の被保険者原票には、資格喪失日から4日後の44年8月20日に健康保険被保険者証を返納した記載があることから、資格喪失日を同年8月16日とする社会保険事務所の事務手続に不自然さはみられない。

加えて、社会保険事務所が保管しているA社の申立期間①及び③に係る厚生年金保険被保険者原票について、健康保険整理番号の欠番は無く、申立人の記録が欠落したとは考え難い上、社会保険事務所が保管している申立人に係る同社の厚生年金保険被保険者番号払出簿及び厚生年金保険被保険者原票によると、申立人の資格取得日は、いずれの記録も昭和43年11月1日であることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 2 申立期間②、④及び⑤について、申立人と同じ職種であったとされる複数の同僚の標準報酬月額は、申立人とほぼ同額であることが確認でき、申立人

の標準報酬月額のみが同僚の扱いと異なるという事情は見当たらない。

また、当該期間に厚生年金保険の被保険者記録がある同僚は、「当時、支給されていた給料額についてはっきり覚えていないが、自分については社会保険庁の記録に間違いがあるとは思っていない。」と証言している。

さらに、社会保険庁の記録によると、申立人が、申立人自身の給与額より支給額が高かったとする同僚の標準報酬月額は、申立人が当該期間に支給されていたと主張する給与額より低額である。

加えて、社会保険庁の記録によると、申立人の標準報酬月額が遡及して訂正された痕跡は認められない。

また、A社は平成8年3月12日に全喪しており、当該期間当時の賃金台帳は確認できない上、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間②、④及び⑤について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年6月21日から4年10月ごろまで

私は、A社に平成2年3月2日から4年10月ごろまで勤務していた。申立期間について調査して、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の人事記録によれば、申立人は、入社に伴い平成2年3月2日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年6月20日に退職（同年6月21日に資格喪失。）した後、再度、同年8月21日から、厚生年金保険被保険者に該当しないパートタイマーとして、同社に勤務していたことが確認できる上、同僚は、申立人は申立期間においてパートタイマーで勤務していた旨証言している。

A社は、申立人は正社員として入社したものの、年金受給者であることから、在職老齢年金の制度により、報酬比例部分の一部が停止となるため、申立人と同社との話し合いにより、厚生年金保険被保険者に該当しない雇用形態に変更した旨回答しており、社会保険庁の記録から、同社での厚生年金保険被保険者期間中は、在職老齢年金の制度による停止額が確認できる。

また、申立人のA社での雇用保険の加入記録は、厚生年金保険被保険者期間と一致している。

さらに、申立人は、平成4年に健康保険証を使用し、B病院で受診したと主張しているが、同病院の診療記録から、申立人は国民健康保険証（有効期限：3年10月1日から5年9月30日まで 受診日：4年6月\*日）を使用し、受診していたことが確認できる。

加えて、社会保険庁の記録によると、申立人のA社における健康保険証は、資格喪失日後の平成2年6月25日に返納されており、申立人の配偶者は、申立人の資格喪失日と同日に、国民年金第3号被保険者の資格を喪失し、国民年金

第1号被保険者の資格を取得している。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案 2027 (事案 498 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 2 月 1 日から同年 3 月 20 日まで  
② 昭和 35 年 3 月 22 日から 39 年 3 月 11 日まで

A社退職後、親の仕事の手伝いと、退職時に合格した学校への通学で忙しかったため、退職金も取りに行かず、また、国民年金と厚生年金保険を一緒に掛けていれば、老後の年金が多く支給されると聞いていたので、そのままにしていた。その後、同社から連絡は来たものの、そのままにしておいた。脱退手当金の手続をした記憶や受け取った記憶も無い。今回の記録問題が発生する以前、平成 14 年\*月\*日付けで審査請求をしたが、そのときは棄却された。この社会保険審査官の決定に対し納得がいかないため、第三者委員会において社会保険庁の調査が十分であったか点検をしてほしい。

年金記録の訂正に係る新たな 2 件の情報により改めて再申立てをする。

1. 前回の申立ての際にも記載したが、年金記録に係る確認申立書の中で、私が脱退手当金を受け取れなかった理由を十分に伝えたつもりである。
2. 勤務当時の同僚の氏名が分かれば救済の道もあるとのことで、記憶をたどり、3 人の方の氏名が分かったので、新たな資料に係る情報として申立てをする。私が退職するまでの A 社の同僚の B さん、C さん、D さんである。私の勤務、退職状況が分かると思う。再審議をお願いしたい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票に、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 9 か月後の昭和 39 年 12 月 3 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえず、また、申立人から

聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づく平成20年10月31日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、「退職金も脱退手当金も受け取っていない。当時の新たな同僚3人の名前を思い出した。3人は当時の経緯が分かると思うので、再調査してほしい。」と主張し、これを新たな事情として再度申し立てているが、当該同僚3人のうち2人は、「申立人の記憶はあるが、申立人が退職した経緯や脱退手当金のことは知らない。」と証言し、他の同僚1人は、「申立人の記憶が無い。」と証言している。そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案2028

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年12月 1 日から35年 6 月15日まで

申立期間について厚生年金保険被保険者の資格喪失後に脱退手当金を受給したことになるが、受給時には勤務地だったA市からB市に転居しており、A市にいないため受給していない。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後全34ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和35年 6 月15日の前後 2 年以内に資格喪失した者18人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、11人について脱退手当金の支給記録が確認でき、このうち 8 人については、厚生年金保険被保険者資格喪失日からおおむね 3 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされており、かつ、厚生年金保険被保険者資格喪失日が近接している同僚の中には、脱退手当金支給決定日が同一の者も認められる上、同僚は、脱退手当金の説明を受け、代理請求してもらったと回答していることを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は通算年金通則法施行前であり、申立期間の事業所を退職後、再就職する意思の無かった申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいわねえ。

さらに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 6 か月後の昭和35年12月28日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいわねえ。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事例2029

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年6月1日から34年12月21日まで

私がA社で勤務していた申立期間については、脱退手当金が支給されたことになっている。しかし、私は脱退手当金をもらった記憶が無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いほか、厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁に回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は通算年金通則法施行前であり、20年以上厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったものであるから、申立期間の事業所を退職後、昭和46年2月1日まで厚生年金保険の被保険者記録が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 10 月 1 日から 20 年 8 月 31 日まで  
A社に勤務していた昭和 19 年 10 月 1 日から 20 年 8 月 31 日までの厚生年金保険の加入期間について、脱退手当金を請求した記憶も無く、受給した記憶も無い。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁が保管する申立人の厚生年金保険労働者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は通算年金通則法施行前であり、20 年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったものであるから、申立期間の事業所を退職後、厚生年金保険の被保険者記録の無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない上、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案2031

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年5月15日から39年9月1日まで

私は、A社に勤務していたが、脱退手当金の請求をした覚えが無い。また、受け取った覚えも無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約3か月後の昭和39年11月30日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても申立て以上の証言は得られず、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。